

令和元年第3回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 会 令和元年 9月10日 午前10:00

○散 会 午後 3:58

○出席議員（17名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理 恵 子
4番 瓜 生 望	5番 鈴 木 斌 次 郎	6番 佐 藤 敏 雄
7番 鑑 仁 志	9番 澤 井 昭 二 郎	10番 佐 藤 義 久
11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男	13番 堀 井 克 見
14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟	16番 大 谷 貞 廣
17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武	

○欠席議員（1名）

8番 中 川 光 博

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民生活部長 菅 原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
産業建設部長 櫻 庭 春 樹	上下水道局長 渋 谷 一 春
教 育 部 長 鑑 孝 子	農業委員会事務局長 児 玉 正 生
総 務 課 長 米 谷 裕 二	企画政策課長 千 葉 秀 樹
財 政 課 長 伊 藤 貢	市 民 課 長 菅 生 恵 子
社会福祉課長 筒 井 弥 生	長寿社会課長 伊 藤 国 栄
健康推進課長 櫻 庭 輝 雄	産 業 課 長 佐 々 木 涉
都市建設課長 菅 生 司	上下水道課長 畠 山 修
学校教育課長 山 田 敬 輔	幼児教育課長 櫻 庭 仁

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博 議会事務局次長 児 玉 亮 悦

令和元年第3回潟上市議会定例会日程表（第2号）

令和元年 9月10日（2日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様です。

ただいまの出席議員は17名であります。

なお、8番中川光博議員から欠席の届出がありますのでご報告を致します。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（西村 武） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、1回目の質問は一括質問、一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めまして60分とし、質問の最初は質問席において、再質問からは自席において行います。

本日の発言の順序は、12番藤原典男議員、4番瓜生 望議員、3番菅原理恵子議員、10番佐藤義久議員、15番小林 悟議員の順に行います。

12番藤原典男議員の発言を許します。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） おはようございます。日本共産党の藤原典男でございます。朝早く議会傍聴のために駆けつけました市民の皆さん、本当にご苦勞様でございます。

そしてまた、この議会を準備されました市長はじめ職員の皆さん、本当にご苦勞様でございます。

私は、3点にわたって質問しますので、宜しくお願い致します。

1つ目は、子どもの虐待防止への取り組み、これは子どもが健やかに成長できる本市の取り組みについて伺います。

2つ目は、幼児教育・保育無償化について、これは10月より幼児教育・保育の無償化が始まりますが、本市での取り組みを伺います。

3つ目は、廃プラスチック問題への取り組みについて伺います。これは廃プラスチックの海洋汚染が問題となっております。プラスチックを回収し、リサイクルする取り組みなど、企業や自治体の動きもあります。本市での取り組みについて伺いますので、宜しくお願い致します。

それでは、1つ目の問題です。子どもの虐待防止への取り組みについて。

子どもの健やかな成長は、親にとっても地域にとっても希望の持てるうれしい事柄で

すが、子どもをめぐる痛ましい悲しい事件があるのも事実です。子どもへの虐待の背景は一言では表すことができませんが、貧困、子育てへの困難と孤立、若年出産、暴力容認など複雑に絡んでおります。

今年1月の野田市の事件では、犠牲になった女の子の「家に帰りたくない」という声が児童相談所の判断に反映されず、一時保護の解除が行われ自宅に戻り、虐待死に至っております。

今年は、国連で児童の権利に関する宣言が作られ30年です。子どもの権利条約は、すべての子どもには、生命・生存・発達の権利、最善の利益が尊重される権利、差別されない権利の保障をうたっております。

今年2月、国連子どもの権利委員会は、日本の子どもの権利状況について国が提出した統合報告書について定期審査を行った結果を公表しました。子どもの権利条約に基づき、日本が子どもの権利条約をどのように実現しているかをチェックするものです。

国の報告書のほかにNGOも報告書を出したり、ヒアリング・多分野にわたる勧告がされ、中でも緊急の措置が取られなければならない分野として、簡潔に述べますと、1つ目は差別の禁止、2つ目は子どもの意見の尊重、3つ目は体罰、4つ目は家庭環境を奪われた子ども、5つ目はリプロダクティブヘルス、これは性と生殖に関する事柄及び精神保健、6つ目は少年司法の6つが挙げられました。

総括所見は、子どもに対する暴力や性的な虐待や搾取が高水準で発生していることを懸念し、あらゆる形態の暴力の撤廃に優先的に取り組むことを求めています。

また、家庭を含むあらゆる場面のあらゆる体罰を法律で明示的・全面的に禁止することを求めるとともに、体罰禁止に向けた意識啓発キャンペーンなど体罰禁止解消への措置を取ることを求めています。

この勧告が後押しとなり、子どもへの虐待をなくそうと国会でも議論がされました。今年6月19日、児童虐待防止対策強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が参議院本会議で全会一致で可決、成立しました。昨年の東京目黒区での児童虐待死事件等を受けて、野党が共同提出し、衆議院でも与野党協議を得て政府提出法案が修正され、児童福祉司の増員などの追加規定が盛り込まれました。

改正した内容は、児童福祉法、DV防止法等を改正するもので、簡単に述べますと、①親権者による体罰の禁止、②児童相談所の体制強化、児童相談所の設置基準の改正、③児童相談所と関係機関と連携強化、④児童相談所間の情報共有の強化、⑤DV支援と

の連携などですが、社会の中では残念ながら未だに“しつけ”を名目とした体罰や、子どもの人格を否定し、品位を傷つける言動が容認されております。子どもが人格を持った存在として大切にされる社会の啓発や、どのようにしたら体罰等を用いずにしつけができるのかの啓発を進めていくことが大事だと思います。

本市での子ども虐待防止への取り組みや、子どもの人格を守る取り組みについて伺います。

2つ目、幼児教育・保育無償化について伺います。

10月から国の幼児教育・保育無償化が始まります。内閣府が出した子ども・子育て会議の配布資料によれば、「幼児教育の無償化は生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組むもの」として子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速するとあります。

政府は日本の最大の課題を少子高齢化と位置付け、世代間格差や少子化対策の観点から、高齢者に偏りがちな社会保障を若い世代にもとという目的で保育の無償化を進めることになったようですが、その財源は消費税を10%に引き上げた際の増収分5兆6,000億円程度の見込みから約7,700億円の費用を充てるとしてしております。今年度分については全額政府が支出するものの、来年度以降は毎年かかる約7,700億円余のうち国が3,000億円、都道府県が1,500億円、市町村が1,500億円余の負担を求めるとしてしております。当初は国が全額国庫負担で行うとしておりましたが、方針が変更され、自治体も負担をしなければならないことになりました。

「保育を考える親の会」が緊急に行った首都圏及び政令市の市区の保育担当部署へのアンケートでは、自治体に負担を求める国の方針に97%の自治体が見直しを求める回答をしております。集計報告からは、多くの自治体が財政や待機児童対策への悪影響を不安視している様子がうかがえるとありました。特に無償化費用の全額負担の恐れがある公立保育所については、民営化などの促進を懸念する回答が4割を占めたそうです。

地方自治体の費用負担が増えることで無償化の対象から外れている0～2歳児の保育料の引き上げを余儀なくされたり、保育の質の低下などが心配されます。

本市でも保育士の会計年度任用職員制度の導入、その後の民営化への動きも予想されますが、民間だと子どもの人数により経営が困難になることも予想されます。保育の受け皿や質の低下が懸念されますが、どうでしょうか。

既に議会全員協議会でも説明ありましたが、国の方針は幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する3歳～5歳の全ての子どもたち及び住民税が非課税となる低所得世帯で年収360万円以下の0～2歳児の子どもが対象となり、およそ3,000万人が該当するといわれております。施設の利用料は全額無料となるものの、通院送迎費や食材費、行事費、制服などは対象外とされます。

秋田県では、国の制度に、さらに子育てに係る経済的負担軽減を図るため、「すこやか子育て支援制度」として幼稚園、保育所を利用する3歳～5歳児の副食費の補助を年収約360万円から640万円までの世帯は2分の1、年収約640万円からの世帯は4分の1、一人親世帯は2分の1、第3子以降は全額の補助となっており、補助額は上限4,500円です。さらに横手市では、独自助成で全世帯の負担をなくす取り組みを始めることとしております。

幼児教育の無償化に当たって、0歳～2歳児の非課税世帯の負担が増えるのではないかと、保育所・幼稚園などでの給食費をめぐる徴収事務が増えて、対応が必要ではないかと。今後の保育の民営化移行への危惧が経営的観点から心配であり、保育の質にもつながるのではないかと。横手市のように、さらに独自助成も世帯収入を鑑みて、場合によっては必要ではないかということ。そのほかの入園・入所に当たり、他の経費についても伺いたいと思います。

3つ目は、廃プラスチック問題への取り組みについて伺います。

今、地球は、深刻な温暖化の進行、地球規模でのプラスチック汚染の拡大という危機的な状況に直面し、これらの問題解決のための国際的な取り組みの強化が求められ、様々な動きが出始めております。2020年の「パリ協定」の本格始動に向けて、I P C C（気候変動に関する政府間パネル）は今年5月に京都で開催された総会で、地球温暖化を招く温室ガスの排出量を、より正確に算定するための新たなガイドラインを発表し、廃棄物分野が含まれることになりました。

また、今年5月、スイスでの「バーゼル条約締約国会議」では、汚れたプラスチックごみを輸出入の規制対象に加えるという改正案を採択しました。

今年6月末に大阪での主要20カ国（G20）では、「プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロとすることを目指す」としました。今後どのように進めていくかが課題となってきます。

プラスチックごみによる不可避的な環境破壊及び生物界への深刻な影響に関する

ニュースが連日のように報道されております。世界で1950年以降に生産されたプラスチックは83億トンを超え、うち63億トンがごみとして廃棄されているといわれております。これは環境省が発表していることですが、そのうちリサイクル率は9%に過ぎません。回収されたプラスチックごみの79%が埋め立て、あるいは海洋等へ投棄されております。2050年までに120億トン以上のプラスチックが埋め立て、自然投棄されるとされ、環境汚染が深刻化しております。

海洋ではクジラやウミガメやイルカ、海鳥など、ほかの海の生き物が海に漂流しているビニール袋などのプラスチックを食べたり、プラスチック製の袋や網が体に絡んだりして死んでしまったり、傷ついてしまったりする例が数多く報告されております。

またプラスチックが小さな破片となった「マイクロプラスチック」を魚や貝などがエサと間違えて食べてしまう例も報告されております。

海に流れ込むプラスチックごみは年間500万～1,300万トンともいわれております。世界の国々の取り組みもありますが、日本でもプラスチックごみ削減に対し、企業ではプラスチック製のストローをやめるとか、ペットボトルの回収を強め、100%リサイクルを目指すという企業も出てきております。

また、プラスチックごみ削減を宣言し取り組んでいる自治体は、神奈川県鎌倉市、亀岡市などがあります。本市においても、農業用のプラスチックごみについては、きちんと処理していると聞いておりますが、そのほかのプラスチックごみへの認識も含めて、回収への取り組み、学校や市民への啓発などについて伺いたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わりますので、答弁宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、12番藤原典男議員の一般質問の1つ目「子どもの虐待防止への取り組みについて」お答え致します。

子どもの権利に関する条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約ですが、国連が1989年に採択し、今年で30年、日本においては批准から25年になります。

平成28年には、児童福祉法を改正し、「子どもの権利条約」が基本理念に明記されました。また、深刻な児童虐待が後を絶たないことから、令和元年6月には、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関の連携強化などのため、児童福祉法等の一部が改正されました。

児童福祉法では、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な支援を図るため、関係機関や団体、児童福祉に関連する職務に従事する者など、関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を設置するよう定めており、ご質問の「本市での子ども虐待防止への取り組みや子どもの人格を守る取り組み」については、平成18年4月「潟上市要保護児童対策地域協議会」を設置し、必要に応じて関係機関の担当者による個別ケース検討会議を開催しながら、子どもに関する情報や考え方を共有し、児童虐待等の防止に取り組んでおります。

また、市福祉事務所には、家庭児童相談員や母子父子自立支援員等を配置し、家庭における適切な児童の養育ができるよう、家庭児童福祉向上のため、学校、保育園、幼稚園、児童相談所、警察など関係機関と連携を図りながら児童虐待防止に努めております。

子どもは「社会の宝や未来の担い手」であるとともに、社会を構成する一人であり、また、一人ひとりが個人として尊重され、大切に育てられるべき存在であります。子どもの人格を尊重し、健やかな成長を見守り、安心・安全な環境で養育できるよう、今後とも子どもの健康、福祉、教育等に係る関係各課との連携を強化し、関係機関や地域が一体となって総合的、重層的、継続的な取り組みができるよう、市民の皆様のご協力を得ながら推進してまいります。

以上です。

○議長（西村 武） 鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） 12番藤原典男議員の一般質問の2つ目「幼児教育・保育無償化について」お答え致します。

ご質問の1点目「民間へ移行した場合の保育の受け皿や質の低下の懸念への対応」につきまして、お答え致します。

保育の受け皿につきましては、子ども・子育て支援事業計画により、保育提供区域を設定し、各区域の乳幼児数及び利用状況から施設数を設定しております。運営主体が公立・私立にかかわらず、計画において設定した施設数と定員を維持しながら運営しております。

今後、現在の公立施設を民営化する動きがあった場合についても、こうした計画に沿って、あくまでも待機児童の増大につながらないような定員等を維持できることを基本条件とした民営化の方向性を探っていくこととなりますので、ご理解をお願い致します。

質の低下の懸念への対応については、今年度より幼児教育アドバイザーによる各園への巡回指導や園内研修を計画的に行っているほか、市内すべての教育・保育施設の職員を対象とする公開保育研究会の開催を予定しております。こうした多様な指導や研修は、公立・民間の別なく、市内のすべての教育・保育施設の職員を対象として行うことにより、広域的に学び合う体制の構築を図りながら、教育・保育の質の向上に努めてまいります。

ご質問の2点目「0歳児から2歳児の非課税世帯の負担が増えるのではないか」につきましては、教育・保育施設の利用料金が無償化になり、0歳児から2歳児の保育料には給食費も含まれているため、非課税世帯の自己負担はございません。また、0歳児から2歳児の非課税世帯は、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業の利用料金が月3万7,000円まで無償化となりますので、保護者の負担はございません。

ご質問の3点目「保育所・幼稚園などでの給食費をめぐる徴収事務が増えて、対応が必要ではないか」につきましては、公立施設では10月以降、市の担当課において給食費の徴収事務を行います。これは無償化に伴い、利用者の所得に応じて給食費の算定が必要となることから、口座振替による納付とすることをご理解願います。民間施設においては、これまで同様に事務担当者が給食費の徴収事務を行いますので、施設の徴収事務が増えることはございません。

ご質問の4点目「場合によっては独自助成も必要ではないか、そのほかの入園・入所に当たり、他の経費について伺いたい」についてお答え致します。

潟上市内の民間施設では、複数の市町村の児童が在籍しており、潟上市単独で独自助成を行った場合には、施設内において利用児童ごとに差が生じてしまうことから、独自の助成サービスについては、近隣市町村との連携が必要であると考えておりますので、今後検討してまいります。

また、入園・入所の際の他の経費について、公立及び民間施設において、園生活で使用するカラー帽子や家庭で楽しむ絵本代のほか、各種教室の開催など、特色ある施設運営のための経費として保護者のご理解を得ながら負担していただいておりますので、ご理解をお願い致します。

今後も、設置主体や施設規模にかかわらず、市としての幼児教育・保育推進体制をより一層充実させ、子どもや保護者が安心して利用できる施設の運営に努めてまいります。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） 12番藤原典男議員の一般質問の3つ目「廃プラスチック問題への取り組みについて」お答え致します。

藤原議員ご指摘のとおり、近年、プラスチックごみの汚染が世界的な環境問題として取り上げられ、海洋生物への被害がテレビ等で報道されるなど、深刻な問題となっております。

海洋環境の保全については、平成21年に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が施行され、同法に基づいて秋田県では平成22年に同法に基づく協議会を設立し、海洋漂着物の回収等を行っており、本市は設立当初から協議会に参加しております。

同協議会が実施している海岸漂着物抑制事業として「あきたビューティフルサンデー」にあわせ、本市でも「全市クリーンアップ」を実施し、市民と一体となって発生抑制に努めております。

それでは、ご質問にあります回収の取り組みについて申し上げます。

市では、プラスチックごみのうち、ペットボトルは分別収集しており、収集されたペットボトルは専門の業者へ引き渡し、破碎された後、繊維等の原料として再利用されております。

ペットボトル以外のプラスチックごみについては、可燃ごみとして収集し、クリーンセンター内において環境への負荷が最低限に抑えられるように焼却処理しております。

また、市では、環境基本計画を策定し、八郎湖を中心とした環境美化に取り組んでおり、小学生のいる家庭に対し、夏休み期間に「環境を考える日」を設ける呼びかけや標語を募集し、啓発活動を行っております。これらも海岸漂着物の発生抑制につながるものと考えております。

今後もクリーンアップ等の事業を通して、プラスチックごみによる環境汚染問題について、学校や地域・市民へ呼びかけるとともに、県や近隣市町村と連携し、河川や海洋等への流出を防止してまいります。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員、再質問ありますか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 先ほど私、壇上で読み上げましたけれども、その中の幼児教育・保育無償化のところで、年収360万以下の0～2歳児の子どもが対象となり、およそ300万人と言わないで「3,000万人」と言いましたけれども、確か、そこ、「300万人」

ということで訂正したいと思いますので、宜しくお願い致します。

それでは、1つ目の子どもの虐待防止への取り組みですけれども、テレビの報道などでも本当に痛ましいようなニュースが流れております。5歳の女の子が、ろくな食事も与えられずに、もう許してくださいということでノートに書いて、それで衰弱死しました。こういうことがやっぱり起こらないように、やっぱり市でも、全国でも取り組んではいらと思うんですけれども、大事になるのはやはり児童相談所との連携が大事だと思うんですよ。それで、児童相談所とのやり取りという体制というのは、どのようになっていますか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答え致します。

藤原議員がおっしゃったように児童相談所との連携というのは非常に重要な位置付けにされております。潟上市の場合ではありますけれども、事案が発生して福祉事務所の方にそういった通告、相談があった場合は、まずその状況の把握、これに努めます。その際に緊急を要する場合と判断された場合には、直ちに児童相談所の方へ連絡を入れまして、児童相談所の職員とともども潟上市の職員と一緒に現場に向かうという体制と、そういう強い連携を持つ必要があると認識しております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 子育てでいろいろ親が悩んだりあれこれということで、自分で解決できない場合というのもあるんですよね。そういう場合、子どもにあたりたりということのないように、やはり同じ子育て世代が同じ問題意識を持って話し合う場というのも本当に、交流し合う場というのも大事だと思うんですけれども、そういう点では本市ではどのように取り組まれていますか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答え致します。

やはり孤立するというのが一番怖いことになりますので、そういった意味では、まずは地域の民生委員の方々に相談をすとか、もしPTAに所属している場合であれば、PTAの友人等に相談すとか、何らかの形で第三者に自分の悩み、そういったものを相談した上で、もし必要があれば行政の方に支援をすぐに求めると、それに応じて行政側も早急な手当てをすというのが大事と思っております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 大体わかりましたけれども、保護者が、やはり子どもに手を上げてしまうとか、あとは、上げなくてもやっぱり人格を傷つけるような言動ね、やっぱり自分はこのだからやっぱり直していかなきゃいけないと思ったときに、それを何というんですか、更生していくような取り組みとか、そういうのも大事になっていくと思うんですよ。そういう点では、今後どのようにお考えですか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答え致します。

そういった事例が発生した場合には、やはりまず第一には福祉事務所の家庭児童相談員の方々が、その親御さんに実際に面接を行います。そして、正しい子育て、しつけとはどういうものかということは何度も繰り返しをしながら、親としての自覚を持っていただくというものがまず大事ということで、それは実施しております。

さらに今後は、そういった家庭児童相談員の役割が重要視されておりますので、そういった人員の配置を増やすとか、そういう組織体制の強化、そういったものを図っていきたいと考えております。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 全国的にも子どもの何ていうんですか、教育というか保育、子育てについてはいろんな取り組みがされております。特に私いろいろ調べましたら、金沢市では、子ども総合支援センターということで出生から成人まで切れ目なく支援していく制度があると。それから、東京の世田谷区では、子ども家庭支援センターと連携する児童相談所の開設があるんですけれども、その取り組みなんかもあります。詳しくは述べませんが、こういうことも参考にしながら、今後、市では子どもの虐待に向けて頑張っていってもらいたいと思いますけれども、このことについて何かあれば、特に答弁はらないんですけれども、どうでしょう。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答え致します。

子育てをする上での総合的に支援をする体制ということが非常に大事になっておりまして、潟上市では今年度中の設置を目指しまして、子育て世代包括支援センターの設置を計画しております。さらには令和4年度中には、先ほど言われましたように子ども・

家庭総合支援拠点ということで福祉事務所内に設置を設けたいという取り組みを今進めている最中でございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 子どもの虐待防止への取り組みについては以上で終わります。

次には、幼児教育・保育無償化について伺いたいと思います。

民間に移った際の保育の質とかいろいろ述べられました。このことについては、まず理解はしましたけれども、事務的経費については、対応についてはわかりましたが、これはあれですか、人員の配置というのは考えていませんか。これかなり大きな仕事になると思うんですけれども、無償化に当たっての給食費関係のこの計算の事務、特に人員の配置、増員するとかそういうことはないですか。かなりの大きな事務的な負担になると思いますけれども、どうでしょう。

○議長（西村 武） 鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） ただいまの藤原議員のご質問にお答え致します。

このたびの幼児教育・保育の無償化ですが、確かにかなりの事務量がございまして、担当課の職員、毎日頑張っておるところでございしますが、今年度につきましては職員の増員等は考えておりません。今いる職員で頑張りたいと思っているところがございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） まず、必要であれば途中でも増員するという事も考えてやった方が私はいと思います。

それで、保育料無償になるわけですけれども、先ほどいいましたそれ以外でかかる経費があるんです。それで、通園費は市内ではいいと思うんですけれども、他市町村に行った場合、そこら辺は私立も含めてどうなるのか伺いたいと思います。

○議長（西村 武） 鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） 藤原議員のご質問にお答え致します。

通園費という保育園・幼稚園へ通う費用というご質問だと思いますが、潟上市の公立の施設では通園バスがございしますので、それを利用しております。それ以外の通園費の補助についてはございません。自己負担分となっております。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） それはわかりますけれども、例えば秋田市とか男鹿市に子どもを預けた際の、他市町村に行った際の私立も含めた通園費はどうなるのかということをお聞きしたかったんですけれども。

○議長（西村 武） 櫻庭幼児教育課長。

○幼児教育課長（櫻庭 仁） ただいま再質問いただきました私立の通園費に係る経費というものの再質問だと思います。それについては、先ほど部長からも話あったとおり、公立はすべて園バス、それから市内の私立幼稚園も園バスを導入してございます。

潟上市外の私立、あるいは公立等へ通っている子どもについては、それぞれの園で無償、あるいは有償という形で決めている部分がありますが、今回の部分については対象経費等は考えてございません。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 本市の場合は通園費はかからないけれども、他市町村の場合は、私立の場合はかかる場合もあるということでもいいですね。

それから、この保育無償化についてですけれども、私、一般質問の原稿をあげたときにわかっていたのは、横手市が秋田の補助の足りない部分を全額横手が補助するという状態でした。この一般質問の通告を出した時点では。しかし、その後、各市町村の議会が始まったときに、土曜日のさきがけ新聞の報道なんですけれども、15市町村が副食費無料にということで、県内、わかると思うんですけれども、記録に残すため一応挙げますが、副食費を全額助成する市町村、副食費というのはおかず代です。先に計画していました横手のほかに鹿角市、能代市、由利本荘市、にかほ市、仙北市、横手市、小坂町、上小阿仁村、八峰町、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、美郷町、東成瀬村、これが15市町村が新たに議会に提案して無償化すると、県の足りない部分を補填していくという方針が出ました。先ほど答弁の中では、独自助成については、近隣市町村との連携を見ながら検討するというものでありましたけれども、これは恐らくまだこの新聞発表がされていないときの答弁の内容だと思うんです。ですから、今、25市町村のうち15市町村がこういう副食費の無償化に踏み切ったということについては、やはり潟上市でもゆくゆくはやっていかなきゃいけないんじゃないかと、子育て支援のためにね、ということも考えていく必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、この点については市長から直接考え方を答弁願いたいと思います。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほど新聞報道等、これについては事実かどうかというのは、私どもまだすべて精査している段階ではございませんが、新聞報道であったことは私も承知しております。

25市町村中15で、これが全額という話も私は聞いておりませんで、全額のところもあれば、一部というところもあると聞いておりまして、それについては今精査中でありませぬ。

この報道があった後にどういう考えに変わったかというのと、変わってございませぬ。これは、そういった報道があった時点で、もう我々は検討を進めておりまして、今回の幼児教育無償化については、ご案内のとおり10月実施と、年度中の実施と、年度内の実施ということであります。我々については、国会決議等に従って国権の最高機関であるところで議決されたものに従って、その制度内容を我々は踏襲してやっていくということとをまず決めておりました。さらに、それにかかなりの不都合があった場合、これはあまり考えられないことですが、そういった場合については議会等と検討していった上で、我々の独自助成ということも、それは視野には当然入っておりました。但し、今回のこの制度設計につきましては、いわゆる非課税世帯についての配慮であるとか、そういったものは国の制度設計においてもしているところでもあります。この副食費について、我々は全世帯の子どもたちに対して助成するべきかどうかということとは、唐突に年度内に我々から提案するものではなくて、今後、皆様方とこの制度を10月から施行していきながら、検討して行って、我が市の幼児教育・保育の全体的な体系、児童手当もありますし、いろんな手当があります、今。そういった中で潟上市として一体どうすればいいのかということとを、是非そこは時間をかけて検討していきたいと考えておりますし、併せて、今導入に踏み切るところの市町村についても、それが一体いかがであったかということも我々自体としても調べていきながら、これについては検討していきたいということで、先ほど教育部長が述べた検討していくということは私自身もそのように考えております。

そして、先ほど近隣市町村の面も考えてというのは、最初の答弁のところはそうではなくて、施設内において利用しているところが近隣市町村と、例えば秋田市に行っているお子さんと潟上市のお子さんであれば、国の制度設計を等し並みにやっていけば、あるいは県が実施しているものを等し並みにやっていけば、そこに区別は生じないわけで

す。ところが、それが市によって市町村によってまちまちになっていくと、そこにはある意味で差が生じていく、この差は果たして我々が許容できる差なのか、それともできないのか、そういったものも含めて検討していかねばならないと思います。要は、我々として潟上市の幼児教育、それから保育、子ども・子育て支援の体制の中で今回の制度が導入され、それが我々にとって一番公平にそこを助成できる仕組みは一体どのようなものかということをごさんとともに検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 各市町村の具体的な内容も含めて検討していくと、今後、ということの答弁のようですけれども、先ほど言いました15市町村のほかに湯沢市が無償化を今検討しております。それから、大潟村は県との事業の助成分と合わせて副食費を半額とするようにということも検討されているようですけれども、県内の市町村のいろんな動きを見ながら、是非前向きに検討していただきたいということで、この子どもの幼児教育・保育無償化については終わりと致します。

次に、廃プラスチック問題への取り組みについて伺います。

まず、農業関係では廃プラスチックを完全に何か回収しているということもお聞きしておりますけれども、その仕組みとか、それから量ほどのぐらいなのか、まずそこら辺について伺いたいと思います。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 藤原典男議員のただいまの質問に対してお答え致します。

農業用廃棄物のプラスチックの件でございますが、事業主体としましてはJAが事業主体でございます。潟上市の場合はJAなまはげと、それからJA湖東が事業主体となっております、それぞれ搬入先、搬出先ということが違っております。JAなまはげの場合は、県内の由利本荘市にある一般の会社、その会社は処理方法としてリサイクルということで、RPFの固形燃料を作っているということを聞いております。それから、JA湖東につきましては、県外の会社に、青森県の会社でありますけれども、そこに搬入させているということを聞いておりまして、その処理方法としては焼却でございます。

平成30年度の実績ということでございますが、2つの実績を合わせますと約2万7,000キログラムの処理を行っております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 農業の廃プラスチック問題については、まず理解できました。

それで、国の方でも大体年間どれくらいプラスチックが出るのかということもつかんでおりますけれども、潟上市はどれくらい年間この廃プラスチックが出ているか、そこら辺はもしつかんでおれば伺いたいと思いますけれども。なければ、これ、農業廃プラスチックじゃなくて、ほかの生活にかかわる廃プラスチック、どれくらい年間出ているのかということをもつかんでおりましたら、わからなければそれはそれでよろしいですけれども。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

これについては、リサイクルに回しているペットボトルの収集量ということでお答えしたいと思いますけれども、平成30年度実績で113トンの収集を行っております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） ペットボトルについては、ほぼ完全に回収していると思うんですけれども、ほかのプラスチックについては、まだほとんど実態がよくわからないということだと思うんですけれども、市としても潟上市でどれくらいの廃プラスチックが出るのか、そこをまずつかむ、量をつかむことから始まるんじゃないかなと思います。

それで、先ほど壇上からもお話しましたけれども、廃プラスチックをなくしていきましようということで宣言している自治体があるということで、神奈川県鎌倉市、亀岡市ということで先ほど紹介しましたけれども、それぞれの市町村で取り組んでいること、本市でも調べているとは思いますが、教訓的なものがありましたら、これ、本市にまた取り組めるようなことがありましたら、そこら辺伺いたいと思います。どうでしょう。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問についてお答え致します。

鎌倉市、それから亀岡市、それぞれプラごみゼロ宣言というものを行っておまして、取り組み紹介、それぞれ公表されておりますけれども、よくあるところでエコバッグの利用促進ということを行っておりました。また、そのほかでは使い捨ての製品の使用を

控えるということで、マイバッグ、あるいはマイボトル、マイ箸の利用促進といった、使い捨てる製品を抑えるという運動、それから生産、流通、販売、それぞれの工程において使い捨てる商品、包装紙とかの量を控えるといったような市内企業に対する取り組みの協力要請、こういったものもありまして、それぞれ参考になる部分もありますけれども、市としてごみの減量化に向けた強い取り組みの方針を感じたところであります。

以上です。

○議長（西村 武） 藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 大体取り組みはご理解しているなと思いましたが、最後に、このマイクロプラスチックごみが海に流れ出て、もう20年後には黙っていれば魚の量と同じ、もしくは2倍になるんじゃないかということもいわれております。この問題をやはり人類というんですか、解決していかないと大変なことになるということです、生存も含めて。ですから、こういう取り組みを強力に進めていくという点では、プラスチックごみをなくしていくという宣言している都市もありますので、このことについては本市としてはそこまではしないとかするとか、そこら辺の考え方についてはどうなんでしょう。プラスチックごみをなくす宣言都市ということへの考え方についてはどうでしょう。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまの廃プラスチック問題に対しての本市のスタンスというか、今後のスタンスということのご質問だと思いますが、まず、先ほどお話された内容についても、これからだと思いますが、研究者を集めて、この廃プラスチックごみを集めた場合にどのくらいの量になるかという、集め方の基準も、国際基準もまだ決まっていない現状です。研究者によっても、その研究スタイルはまちまちで、研究者が発表している内容も、その前提に基づいた研究報告であって、これが国際スタンダードというものはないと承知しております。そのために今後、今年だったと思いますが、ハワイで研究会が行われて、そういった研究基準を定めるという動きが国際的な動向としてあるやに承知しております。我々と致しましては、こういった国際的な研究的な動向であるとか、それから、これを受けて当然国、環境省では、そういったものがこれから法施行も含めて考えられていると承知しております。そういった動きを機敏に察知しながらも、我々として一体何ができるのか、今あったとおりペットボトルの分別回収はしておりますが、ほかのものについては我々はすべて焼却処分ということになっています。つまり、これ

が焼却処分したものは、そのまま灰になっていくわけですから海洋に流れていくということはある得ないわけですがけれども、果たして一体我々の生活スタイルとしてこれでもいいのかどうかといった場合に、私はあまりいい状況ではないというふうに個人的には考えています。但し、これが市行政として市民の皆さんにすべからず取り組んでいただく内容として、どこあたりから取り組んでいけばいいかということは、この問題の重要性に鑑みれば、我々としても考えていくべき内容であろうと思っています。

先ほどペットボトルのリサイクルという話があり、議員の方から、そのリサイクルの率は全体として9%に過ぎないという話がありました。このリサイクル自体も課題は持っております。リサイクル自体に燃料、エネルギーが使われて、その分地球に負荷はかかっています。その前に、よくいわれるとおりの3Rにあるとおり、リデュース、まずそのもの自体を減らしていく努力、つまり先ほどあったスーパーのそういった1回ごとのレジ袋を使わないでマイバッグを持っていったり、エコバッグを持っていくということは、これは行政の方からでも、あるいは各種団体にご協力いただいて呼びかけることも現在からでも可能かと考えていますし、さらに次の段階としてリユースということで、そのままのものをもう一度何度も何度も、あのスーパーのレジ袋は、ポケットに入れていけば1回使ってもらったやつでも次買い物に行くときに持っていけるであろうサイズであるはずですが、であれば、そういった少し便利という面では不便をおかけするかもしれませんが、そういったものを我々としてはこれから地道に呼びかけていくべきではないかなと考えています。

いずれに致しましても、そういったことも考えながら、これから我が市としてどういった対策を打つべきかということを検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 子どもの虐待防止への取り組み、それから幼児教育・保育無償化、それから廃プラスチック問題への取り組みということで、必要なこと、提言含めて、答弁を含めて、それから私の質問を含めて、必要なところはどしどし、時間の問題もありますけれども取り入れて、市民生活がよくなるように是非頑張ってくださいということを提言致しまして私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって12番藤原典男議員の質問を終わります。

暫時休憩します。11時10分まで。

午前 11 時 00 分 休憩

.....

午前 11 時 10 分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4 番瓜生 望議員の発言を許します。4 番瓜生 望議員。

○4 番（瓜生 望） お疲れさまです。傍聴席の皆様もお疲れさまです。

壇上より 2 点の質問をさせていただきます。どうぞ宜しくお願いします。

1 つ目、健康寿命の延伸について。

秋田県は健康寿命日本一を掲げ、県民が生涯にわたり心身ともに健やかで生きがいを持って暮らすことができる「健康長寿あきた」の実現を目指しています。県の平均寿命は、男性が 79.51 歳、女性が 86.38 歳。それに対し健康寿命は、男性が 71.21 歳、女性が 74.53 歳で、その差は男性が 8.30 年、女性が 11.85 年となっています。

健康寿命全国トップは、男性が山梨県の 73.21 歳、女性が愛知県の 76.32 歳と秋田県と比べると 2 歳余りの差がついています。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく健康でいきいきと生活ができる、すなわち健康寿命を伸ばすために必要なことは、居場所づくりと適度な運動が重要なポイントと言われています。

現在、潟上市では、地域の居場所として「サロン」事業を展開しています。「サロン」の設置数は天王地区 22 カ所、昭和地区 32 カ所、飯田川地区 9 カ所で、社会福祉協議会、包括支援センターが中心となり、介護予防学習会などの活動をしています。

この活動について、今抱えている問題がいくつかあると伺いました。それは、地域での担い手の不足、事業内容のマンネリ化、参加者がなかなか増えない、企画・運営する側と参加側の温度差を感じているなどの意見がありました。このような意見をお聞きして、今後サロン運営に必要だと感じることは、地域みんなで支援の輪を広げること、そして、支え合いによる地域づくりをするという共通認識を持つことなのではないでしょうか。

先進事例を挙げますと大阪府大東市では、地域での担い手を生み出す手段として生活サポーターを導入しました。サポーターは 30 分以内の活動に対し、250 円を受け取るか、将来の自分が生活に困ったときに使える時間貯金として活動時間を貯金するかの選択ができるようになっています。また、兵庫県姫路市では、体力測定を定期的に行い、その

結果を可視化することで参加者が運動の効果を実感し、モチベーションの維持向上となつて継続的な参加につながっています。岡山県津山市では、行政の縦割りを外し、複数の課が1つのチームになり、市全体での取り組みとして形作りをしています。

このような事例を鑑みて、先述した問題点を改善できる仕組みづくりに我が市も取り組んでみてはいかがでしょうか。市当局の見解をお聞かせください。

- 1、現在のサロンの参加者数と継続率は。
- 2、担い手づくりは必須だと思いますが、現在の取り組みと今後の計画は。
- 3、サロンのこれからの展望は。

続きまして、2つ目です。公共施設利用のあり方について。

先日、ある市民の方から施設の利用について直接相談をいただきました。私が聞いたところ、最終的に利用はさせていただけましたが、利用が決まるまでの市職員とのやり取りが相当大変だったそうです。使用目的について何度も説明したり、市役所の複数の課へ聞きに行ったりで、貸し出しが決まるまで数カ月もかかってしまったということでした。

施設の利用については、複数の市民からも改善を求める声が上がっています。

地方自治法第244条において「公の施設」とは、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」「正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」「住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いをしてはならない」とされており、自治法に示されているとおり「住民の福祉の増進」のためにも、もっと利用しやすくすることはできないものかと考えました。

お隣の秋田市の一例を挙げますと、ホームページ上で施設がどういった利用ができるのか、利用人数や部屋の種類など、すべての情報を明確に開示しています。そして、ホームページ上からも利用状況がリアルタイムでわかり、予約も可能になっています。市民がその都度施設に行くことも、電話で確認することも必要なく、施設概要がわかるという非常に便利な仕組みです。市民側から見ても貸し出し基準が明確で、建物や敷地に関して管轄している課もはっきりしているということで、とても利用しやすいと聞いております。市側としても問い合わせなどの個別対応の時間を別の作業に当てることができますし、所管する課ごとにも、しっかりとまとめておくことによって、その都度ごとに確認するという担当者の対応もスムーズになるという利点もあります。以上のことから潟上市においても公共施設を市民の方々が利用しやすい仕組みづくりをしていくこ

とは可能でしょうか。市当局の見解をお聞かせください。

- 1、施設の管理方法や利用基準などをしっかりまとめることはできないか。
- 2、市民や利用者に対して、ホームページを充実させ、公開できないか。
- 3、リアルタイムでの利用状況の確認とウェブからの申し込みの仕組みづくりはできないか。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。

それではご答弁宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、4番瓜生 望議員の一般質問の1つ目「健康寿命の延伸について」お答え致します。

高齢者の自立支援、重度化防止の取り組みを推進するため、第7期潟上市介護保険事業計画では、4つの取り組みを掲げ、その中の1つとして「介護予防学習会において、市民の主体的な介護予防の取り組みの場となる交流サロンの設置に向けて支援します」と定めております。

介護予防学習会では、老人クラブ、町内会、地域組織・団体等を対象に、介護保険制度の仕組みと現状を学び、介護予防の必要性、地域の交流サロンの必要性について理解した上で介護予防の実技をテーマ別に学習しており、昨年度は41団体、113回、延べ1,851名の参加がありました。

ご質問の1点目「現在のサロンの参加者数と継続率」ですが、市社会福祉協議会の「いきいきサロン」として登録されているサロンの設置数が、57カ所、805名の参加となっており、一度開催した団体については、ほとんどが継続して実施しております。

市では、交流サロン設置に向けての支援として、2地区でモデル事業の実施をし、サロンの立ち上げにつながるよう、実際のサロンで行ってほしいメニューを提案し、一緒に実施しながらモデル事業終了後も地域の方々が主体となって継続できるよう支援を行っております。

交流サロンの内容としては、介護保険事業計画にあるように、介護予防の知識の習得や実技を取り入れ、自立した生活が継続できるように進めております。

交流サロンの設置に向けては、参加者が重複しないように地区の選定や内容を精査し、共通認識を図りながら、市と社会福祉協議会が協力して進めております。

ご質問の2点目「担い手づくりの現在の取り組みと今後の計画は」についてですが、

サロンの担い手については、介護予防ボランティア養成講座を開催し、ボランティアがサロンを運営し、地域で介護予防を推進する役割を持つことを目的として実施しております。

また、現在、サロンに携わっている地域の方々が継続できるように「サロン部会」を年4回開催し、お互いの地区のサロンの内容や課題について、解決策の検討や情報交換の場を設け、活動できるよう支援しております。

計画については、これからの高齢者の生活支援サービスなどを提供できる体制づくりのための「生活支援体制整備事業」において、市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、地域の社会資源の把握、不足しているサービスの創出、担い手の養成などを進めていく予定でございます。

ご質問の3点目「サロンのこれからの展望は」についてですが、現在はサロンを介護予防に取り組む場、交流の場として設置を進めておりますけれども、介護保険事業計画では、高齢者の自立支援、重度化防止を推進することとなっております。そのため、サロンを進めながら地域づくりも進め、地域の支え合いと日常生活支援が共同できる体制づくりの構築が必要となってきます。

今後は、生活支援体制整備事業を充実させ、地域で必要とされる様々な生活支援サービスが提供できるよう、関係機関・団体と連携しながら進めてまいります。

以上です。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 4番瓜生 望議員の一般質問の2つ目「公共施設利用のあり方について」お答え致します。

ご質問の1点目「施設の管理方法や利用基準などをしっかりまとめることはできないのか」についてお答え致します。

はじめに、地方自治法に規定されている「公の施設」について説明致しますが、体育施設では、体育館やプールなど、教育・文化施設では図書館、公民館など、社会福祉施設では、保育園、老人福祉施設などとなっております。

ご質問の施設の管理方法や利用基準などについては、地方自治法第244条の2において、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない」と規定されております。これに基づき、地方公共団体は施設ごとに設置条例や条例

施行規則を設け、施設の設置目的、名称、位置、使用時間、使用の申請方法などについて定めております。施設の使用申請があった場合は、それぞれの施設の設置目的等により使用許可をしており、利用目的によっては許可できない場合もあることをご理解くださるようお願い致します。

また、同一の方から複数の施設の使用問い合わせがある場合などでは、各担当部署で連携を図りながら、申請者へ不手際のないよう対応しているところであります。

ご質問の2点目及び3点目は関連がありますので、合わせてお答え致します。

鴻上市では、合併時より公共施設予約システムによりインターネットからの予約及び利用状況の公開を行っております。現在の対象施設は、天王公民館、昭和公民館、飯田川公民館、勤労青少年ホーム、男女共同参画センター及び天王中央テニスコートの6施設でございます。

利用予約を行うためには、事前に利用者登録が必要となりますが、基本的に施設の予約は、団体を対象としているため、個人での登録はできません。

また、当初は、団体であるのか等の確認が必要であるため、必ず書面での利用者登録をお願いしております。

なお、システムからの予約は、あくまでも予約のため、空いているから必ず利用できるわけではございません。各公共施設では、利用目的によっては許可することができない場合もあり、審査のため時間を要する場合がございますので、ご質問にあります「リアルタイム」での利用状況の公開は困難な場合もございますので、ご理解くださるようお願い致します。

今後は、利用者に対しての情報発信の充実やシステム予約可能な施設を拡充するなど、利用しやすい仕組みづくりの検討を致します。

以上です。

○議長（西村 武） 4番瓜生 望議員、再質問ありますか。4番瓜生 望議員。

○4番（瓜生 望） ご答弁ありがとうございました。

それでは、1つ目の健康寿命の延伸の方から再質問させていただきたいのですが、サロンの参加者数を先ほど113団体の805人ということでお示しいただいたんですが、違いますね、57カ所か。57カ所の805人です。これなんですけども、毎年人数、参加者数というのは、どうでしょうか、増えていたりするものですか。減っていたりするものですか、ちょっと教えてください。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答え致します。

まず参考までにですけれども、各地区のサロン数をお知らせしたいと思います。

天王地区が30年度実績でいきますと20カ所、それから昭和地区が33カ所、飯田川地区が9カ所となっておりまして、サロン数につきましては30年度と比べますと今年度も同じ数という状況になっておりまして、参加者数につきましても、ほぼ横ばい状態という状況になっております。

○議長（西村 武） 4番瓜生 望議員。

○4番（瓜生 望） これってあれですか、サロンというのは、その地区によって違うと思うんですけれども、毎週ある、やるサロンだったり、月に何回かやるサロンだったり、そういったものは、もう各地区で、市の方というか社協の方で決めているというわけではなくて、各地区でそれぞれ決められているものなのではないでしょうか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答え致します。

まず、昭和地区を例にとりますと、最も多い回数で開催しているのが48回というところが2つほどございまして、最も少ないところだと年に4回というところもございしますので、それぞれのサロンの方で都合のよい日時を決めまして実施しているという状況でございます。

○議長（西村 武） 4番瓜生 望議員。

○4番（瓜生 望） 自分も何度か勉強をさせてもらいにちょっと足を運んだんですけれども、やはり定期的にコミュニケーションをとっていくというのは非常に健康寿命を伸ばすことで重要なことだと思います。そこで、やっぱり継続的な利用、利用者の方でどれくらい継続率が上がっているかというのが非常に重要な数値になっていくのではないかと私なりに思うんですけれども、その辺を今現在把握されていれば教えてください。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答え致します。

各サロンの参加者一人一人の参加率については、残念ながら把握してございませんけれども、やはり地域において介護予防に向けた意識を高めるための声かけ運動というのも重要になっておりますので、そういった意味ではサロンの先に立っている方々が率先

して参加者に呼びかけをするというのが大切であると認識しております。

以上です。

○議長（西村 武） 4 番瓜生 望議員。

○4 番（瓜生 望） 参加者の呼びかけをして参加率を増やしていくと。

もう一つ、この継続率を上げるために有効だといわれているのが運動の部分です。運動を自分の体力測定、体の測定をして、それをやった運動で効果が上がっていくというのを見せる可視化、これが非常に本人のモチベーションを高めて、何ていうんだらう、継続して通ってくると、そういう流れになっている自治体もあるようなのですが、潟上市は今後そういった運動の部分を可視化していくとか、そういったものを取り入れるお考えはありますか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答え致したいと思います。

サロンの開催、最初になりますけれども、やはり体力測定とか身体測定、そういったものはまず実施致します。わかりやすくあげますと、膝痛教室などがございますけれども、やはり年12回ほどの教室になります、始めと終わりですと膝が折れる角度が違っているということで、それを実際、写真を見せて本人にお渡ししますと、大変喜んでくれるということで、それから始まって様々な活動に参加するという効果も表われておりますので、そういった意味では、サロンに限らず様々な健康増進の事業の分野でそういった可視化、そういったものを実施していきたいと考えております。

○議長（西村 武） 4 番瓜生 望議員。

○4 番（瓜生 望） ありがとうございます。

先ほどサロンを目指す部分、ちょっと私もちょっと資料で勉強させていただいたんですけれども、今のサロンの部分というのは地域のお茶の間、通いの場の部分だと思います。今後、介護予防事業への対応で質的な拡充を図り、最終的に生活支援サービスの実施、これで多面的な展開をしていくと。それが住民主体の支え合いの拡充につながっていく、こういったものを今後、仕組みづくりをしなければいけないと思うんですが、これをやっていくに当たって、担当課、今でいうと包括ですとか社協さんですとかだけであれば、ちょっと幅も広がっていきますし、非常に進めづらくなってくる部分もあるのではないかと考えております。こういったものを実現するために、担当課だけではな

く市役所の縦割り、これをちょっと緩やかにして、こういったもののチームづくりというものを進めていくお考えはありますか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

ご指摘にありましたように、生活支援というのは様々な分野の協力が必要ということでございますので、市役所内の組織としましても、やはり長寿社会課の包括支援センターのみに限らず、健康増進事業の健康推進課、それとの連携をとるということも大事ですし、また、スポーツの分野との連携もあるということがあれば、教育委員会との連携も必要ということになっておりますけれども、やはり最終的に目指しますのは生活支援サービス全体の支援が大事だとなっておりますので、そういった意味では、行政はもちろんでありますけれども、答弁にもありましたように各自治会、それから老人クラブ、婦人会、民生委員とか愛育班、市のボランティア、それから福祉協議会と、そういった様々な職種といいますか業態をうまく連携をさせながら、そういった一人一人の様々な介護予防に必要なニーズ、こういったものを解決できるようなそういう取り組み、組織づくり、そういったものが必要と認識しております。

○議長（西村 武） 4 番瓜生 望議員。

○4 番（瓜生 望） ありがとうございます。

今後非常に重要な部分になってくると思います。今の答弁でもいただきましたとおり、各いろんな団体ですとか市役所内の課ごとにちょっと連携をして、これをスピーディーに進めていただければなと思います。ありがとうございます。これでこちらの質問は終わらせていただきます。

2つ目の公共施設利用のあり方の方なんですけど、今答弁いただきまして、1つ目のしっかりまとめることはできないかと、これでやはり市民の方は、市役所のどの課が管轄しているのかなんてというのは、まずわからないわけです。ある建物があり、そこにグラウンドがついている。それが潟上市でやっているとなると、それはもう市のものという判断をすると思うんです。そこでそれぞれの認識が違っていたりすると、何度も足を運んだりしなければいけなくなったり、借りれるのか借りれないのか、そういうのもわからない状況になってしまいますので、先ほど答弁いただきましたので、ここはもうちょっと連携を密に、市民が不利益をかぶらないようにやっていただければなと思います。

す。答弁いりません。

2つ目、3つ目のホームページですとか予約の部分に入ります。すいません、これ、先ほどの答弁で現在予約システムあるとお聞きして、これは大変失礼しました。ただ、今後、全然まだ6施設分しかないということですか、この利用の中身、こういったものをもっと精査して、使いやすいものにしていただきたいと思います。

しかし、ちょっと私の勘違いがこっから始まったといえればあれなんですけども、私たちはちょっと違うホームページの入り口から入っていきまして、そちらのページにも予約状況の確認というのがございます。それをクリックすると、リンク切れの画面になるんです。こちらの方、把握はされておりましたか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

潟上市のホームページ内で左側に公共施設の予約という所があります。そこをクリックしてもらいますと、公共施設の予約システムにリンクされます。ですが、ホームページ内の下の方の各施設の方でクリックすると、リンクがちょっと誤りがあるということがうちの方で確認されましたので、今後、修正致しまして、ホームページの運用方針等も庁内でしっかり徹底して行うようにしたいと思いますので、宜しくお願いします。

以上です。

○議長（西村 武） 4番瓜生 望議員。

○4番（瓜生 望） ありがとうございます。

そうですね、やっぱりこっちから見れて、こっちから見れないというのは、これ非常にまずい問題だと思います。自分のことを棚に上げてなんですけども、自分もそこで勘違いしてしましまして、一人間違うということは、これ、市民の方も間違っている可能性がありますので、これはもう早急に直していただければと思います。

ちょっとこの場を借りてなんですけれども、3月に質問させていただきましたSNSの情報発信、こちらが8月より運用をスタートしました。LINEというSNSを使ったものなんですけども、こういったもの、8月に開始して9月上旬で544件の利用申請がありまして、これで情報発信をされているところです。この情報というのは、いつの時代も非常に大事なものになってきます。それを受け取る側、出す側、これがお互い混乱しないですとか、わかりやすいように、今後も情報発信には努めていただければと思います。

こういったもので市民の方々が公共施設を使いやすくなって、情報交換や住民交流などが盛んになって、最終的に福祉の増進につながっている、こういった潟上市になることを期待しまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（西村 武） これをもって4番瓜生 望議員の質問を終わります。

皆様にお諮り致しますけれども、昼食のため休憩しますか。

（「休憩。」の声あり）

○議長（西村 武） じゃあ、昼食のため暫時休憩します。再開は1時半です。

午前 1 1時43分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番菅原理恵子議員の発言を許します。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） お疲れさまでございます。傍聴席の皆様、お疲れさまでございます。

私は、通告文に従い、大きく3点について質問させていただきます。

1点目、带状疱疹ワクチン接種の助成について、2点目、持続可能な水道事業等について、3点目、国保保健事業についてでございます。

それでは、通告文に従い、一般質問させていただきます。

带状疱疹ワクチン接種の助成については、県内在住のお医者様から是非とも県内自治体で推し進めていただきたい旨のご提案をいただきました。それを受けて、男鹿市、五城目町、本市の共通課題と致しまして、今定例会で質問させていただきます。それでは、本題に入らせていただきます。

带状疱疹は、初期感染で身体の左右どちらか一方に、ビリビリと刺すような痛みと、これに続いて赤い斑点と小さな水ぶくれが帯状にあらわれる病気です。带状疱疹は、身体の中に潜んでいたヘルペスウイルスの一種、水痘・带状疱疹ウイルスによって起こり、水ぼうそうにかかったことのある人なら誰でも带状疱疹になる可能性があります。加齢やストレス・過労などが引き金になってウイルスに対する免疫力が低下すると、潜んでいたウイルスが再び活動を始め、神経に伝わって皮膚に到達、带状疱疹として発症します。

60歳代を中心に50歳から70歳代に多くみられる病気ですが、加齢やストレスが引き金となり若い人に発症することも珍しくありません。日本での発生頻度は年間1,000人当たり5人程度とされていますが、加齢により増加し、50歳を境に発症率は急激に上昇し、70歳以上では1,000人当たり10人になるともいわれております。80歳までに3人に1人が発症するという報告もあります。今後ますます高齢化が進むことを考えると、緊急を要する事態ともいわれます。

現在は、抗ヘルペスウイルス薬が登場し、治療法は飛躍的に向上しましたが、様々な合併症や帯状疱疹後神経痛で長期に苦しむ患者が少なくないと言われております。帯状疱疹ワクチンは、米国では10年くらい前から義務付けされております。日本では2016年3月に、一般財団法人大阪微生物研究会の乾燥弱毒性水痘ワクチンの効能効果に50歳以上者に対する帯状疱疹予防が追加され、国内で帯状疱疹ワクチンとして接種できるようになりました。帯状疱疹の患者さんから、水ぼうそうにかかったことのない乳幼児などに水ぼうそうとして移る場合があります。帯状疱疹の予防接種は、これまで2種類のワクチンが承認されており、接種費用は1種8,400円、もう1種は1万6,000円くらい、これは2回接種要となっております。名古屋市は、全国初で2020年3月より50歳以上の方に対し帯状疱疹予防接種費用の助成を半額助成する方針を決めました。また、帯状疱疹ワクチンについては、現在、国において定期予防接種化に向けて検討もされております。定期予防接種化に向けて、本市も新たな任意予防接種費用の助成対象としてみてはいかがでしょうか。

①帯状疱疹ワクチン接種の助成についてのお考えはいかがでしょうか。

②帯状疱疹ワクチン接種の啓発事業についてのお考えはいかがでしょうか。

大きな2点目、持続可能な水道事業等について。

東日本大震災では、改めて水道水の重要性が認識されました。緊急時には、少しでも多く応急給水用の水を確保し、また、身近な場所に応急給水施設を整備するなど、ライフライン機能を強化することも必要です。

水道は、市民生活において生活用水確保の唯一の手段となっております。水道水の供給が止まったときの影響は計り知れないものがあります。水需要に応じた水資源の確保とともに渇水時、地震、豪雨など、災害時においても生活基盤としてのライフラインの確保が不可欠です。常に安心して飲める水を供給する必要があります。

本市では、いつでも「安全」・「安定」・「安心」して水道水が飲めるよう、効率的

かつ持続的な水道事業の運営を目指すこととし、平成22年度から平成30年度までの9年間を目標期間として、平成22年3月に地域水道ビジョン計画を策定されました。その地域水道ビジョン計画の施策目標に基づき水道事業経営方針を示され、その中で、今後も快適で安心な水道水の安定供給のため、事業の効率化と収益性を高める必要があります。平成28年度からの10年間を計画期間とし、毎年度進捗状況を確認し、3～5年ごとに計画の見直しを行うこととしております。

今年の夏は降水量も少なく、防災無線にて節水のご協力をお願いするお知らせがございました。追分地域にお住まいの方から「節水のお知らせを聞き、追分地域の昨今の住宅状況を見たとき、今後の上下水道、雨水対策等、とても不安になりました」とのご相談をいただきました。

降水量によっては、節水対策もしくは氾濫対策といった具合に、市民の安心安全対策につきまして、常日頃より万全を期して対策に応じていただいておりますことに感謝申し上げます。そこで、安全安心まちづくりの最たる上水道等について次の観点からお伺い致します。

①今夏の給水制限日数は何日ございましたか。制限されましたが、契約消費者の快適・利便性の安全は図られたでしょうか。

②追分地域の供給能力の水源確保、水道施設容量については、新追分配水場整備で配水池容量等の拡充を図ったと思いますが、商業施設等建設が進む中、今後も十分な給水量を供給し続けていただけますでしょうか。また、水源系統及び配水系統間を含めた水運用機能についての検討・強化の必要性についてのお考えはいかがでしょうか。

③浄水施設の耐震化に向けた取り組み状況はいかがでしょうか。

④今後も増え続けていく追分地域の雨水対策についての現状と課題についてはいかがでしょうか。

大きな3点目、国保保健事業について。

我が国では、総人口に占める65歳以上人口の割合は年々増加し、平成26年には25.9%と世界トップ水準となっております。今後の高齢化率の推移を見ても、世界のどの国もこれまでに経験したことのない超高齢化社会に突入することになります。

超高齢化の進展に伴い、働き盛り世代からの健康づくりの重要性が高まる中、平成25年6月に閣議決定した日本再興戦略では「国民の健康寿命の延伸」を重要な柱として掲げました。平成26年3月、当該指針を一部改正し、健康・医療情報の分析に基づく効

率的かつ効果的な保健事業がPDCAサイクルに沿って実施されるよう、初めてデータヘルス計画が位置付けされました。指針改正により規定されたデータヘルス計画に関する事項は、P・実施計画の策定は、特定健康診査の結果、診療報酬明細書等情報等を活用し、保険者、被保険者等ごとに生活習慣の状況、健康状況、医療機関への受診状況、医療費等の状況等を把握し分析すること。D・実施計画に基づく事業実施に当たり、特定健診審査及び特定保健指導の実施率の向上を図り、被保険者の健康状態に関する情報の把握を適切に行うとともに、特定健康診査の結果等を踏まえ、対象者を健康状態等により分類し、それぞれの分類にとって効果が高いと予測される事業を提供するよう努めること。C・事業の評価は、健康・医療情報を活用して、費用対効果の観点も考慮しつつ行うこと。A・少なくとも毎年度効果の測定及び評価を行い、必要に応じて事業内容等の見直しを行うこと。計画機関は、特定健康診査等実施計画等の整合性も踏まえ、策定した実施計画は、わかりやすい形でホームページ等を通じて公表することとなっております。

本市では、第2期潟上市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）を平成30年度からスタートされております。計画の評価と見直しについては、毎年度の事業評価についても事業ごとに行い、翌年度における事業実施内容等を見直しに生かし、改善を図ることとしておりますことから、データヘルス計画等の進捗状況等についてお伺い致します。

①KDB（国保データシステム）を活用した保健事業の評価はいかがでしょうか。

②健康教育・相談・糖尿病性腎症対策についての対象者人数等、被保険者の特性に応じたきめ細やかな計画に沿った事業評価はいかがでしょうか。

③国の重点課題であるレセプトや健診データを効果的・効率的に活用した特定健診未受診者対策、生活習慣病重症化予防等に係る経費を国保保険者数に応じ助成されることになっておりますが、取り組み状況はいかがでしょうか。

④保険者努力支援制度については、取り組み状況によって点数化され、交付金が配分されることになっております。特定健診・特定保健指導に加えて、ほかの健診実施や健診結果等に基づく受診勧奨等、がん検診受診率、後発医薬品の使用促進に関する取り組みと使用割合について、それぞれの結果と医療費適正化に向けた取り組みに対する制度設計はいかがでしょうか。

⑤健康寿命日本一に向けた施策、健康ポイント制度導入の進捗度はいかがでしょうか。

以上、壇上から3点について質問させていただきます。ご答弁のほど、宜しくお願ひ致します。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） 3番菅原理恵子議員の一般質問の1つ目「带状疱疹ワクチン接種の助成について」お答え致します。

はじめに、国・市の状況について説明致します。

带状疱疹は、子どもの頃に水痘・带状疱疹ウイルスに感染し、水ぼうそうを発症した後、大人になってから免疫力が低下した際に同じウイルスが再度活性化し、帯状に痛みや発疹が出る病気です。

国では、水痘は、子どもの軽い病気と考えられがちでありましたが、重症化し死亡する可能性があることや、感染力が強く感染拡大が懸念されていたことから、平成26年10月に予防接種法施行令が改正され、1歳から3歳未満の幼児を対象に定期接種を行うこととなりました。この改正に伴い当市では、1歳から3歳未満までの子どもに対し、接種回数が必要な2回分、1回当たり1万480円になりますけれども、これを全部助成しております。接種率は、1回目が93.5%、2回目が86.2%と高くなっています。

ご質問の1点目「带状疱疹ワクチン接種の助成について」ですが、带状疱疹は、重篤な症状が出る方もおり、ワクチン接種することが予防に有効とされていますが、定期予防接種化には至っていないため、今後、潟上市内の医療機関医師で構成されております医療行政推進協議会など様々な機会に医師の意見を聞きながら慎重に検討してまいります。

ご質問の2点目「带状疱疹ワクチン接種の啓発事業について」お答え致します。

带状疱疹は、誰でもかかり得る病気であり、重篤化する場合もあることから、地域で開催する健康教室などで带状疱疹に関する学習会を開催するとともに、医療機関で任意接種が受けられることができることを周知してまいります。

以上です。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） 3番菅原理恵子議員の一般質問の2つ目「持続可能な水道事業等について」お答え致します。

ご質問の1点目「今年の夏の給水制限日数は何日あったか」についてですが、8月8日から16日まで節水のお願ひを致しましたが、給水制限は実施しておりません。

ご質問の2点目「追分地区の供給能力について」ですが、天王浄水場のろ過能力は、1日当たり1,951m³です。給水量は平成30年度実績で1日当たり平均1,380m³、一番多かった日でも1,523m³でした。能力と比べて余裕がございますので、今後とも十分な給水量を供給できると考えてございます。

また、水源系統及び配水系統間を含めた水運用機能については、天王浄水場と出戸浄水場の配水管を連結しており、緊急時には相互に融通し合えるよう対策を講じてございます。

ご質問の3点目の「浄水施設の耐震化に向けた取り組み状況について」は、天王・出戸・鶴沼台・昭和の各浄水場は耐震基準を満たしており、停電時においても自家発電装置を設置して対応できるようになっております。現在、昭和・飯田川地区の中継ポンプ場を建設中で、自家発電装置を設置するなどの耐震対策を実施しております。

また、老朽化している二田浄水場と一向浄水場については現在基本設計を実施中で、今後、新浄水場の建設を進める予定としております。これで浄水場施設についての耐震化が完了することになります。

ご質問の4点目の「追分地区の雨水対策についての現状と課題について」は、追分地区は河川がないなどの地形的な要因により、多額の整備費用がかかることから、下水道事業としての雨水処理の計画はなく、整備は行っておりませんでした。平成25年に、最近多く発生する追分地区の雨水処理対策のため、県下水道課と東北地方整備局との間で、雨水管渠と雨水浸透施設を効果促進事業として整備できないかを協議した経緯がありましたが、雨水浸透施設については、地下水位が高ければ浸透効果は期待できないこと、また、下水道事業で実施するためには、調整池などの用地確保と維持管理、さらには50戸以上の床上浸水区域等の採択要件があり、下水道事業としては実施は困難との指摘を受けてございます。これらのことを踏まえて、追分地区の雨水を下水道事業で整備することは難しいと考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） 3番菅原理恵子議員の一般質問の3つ目「国保保健事業について」お答え致します。

ご質問の1点目「KDB国保データシステム」を活用した保健事業の評価についてお答え致します。

本市では、第2期潟上市国民健康保険・保健事業実施計画に基づき、被保険者を対象に、生活習慣病対策をはじめとする特定健診や特定保健指導などの保健事業を実施しております。そして、この計画では2つの数値目標を定めております。

一つは、国保加入者1人当たり医療費伸び率を平成29年度から令和5年度までの伸び率24.69%以内とすることです。平成30年度実績では1.29%の伸びとなっており、今後もこの程度の伸び率を維持できれば、この目標は達成できる見通しであります。

もう一つは、令和5年度での特定健診受診率を60%とすることです。平成30年度の受診率は36.9%でありますので、目標達成には厳しいものがあると認識しております。しかしながら、治療中であるため健診未受診となっている方も多いことから、今年度より「特定健診情報提供事業」を新規に実施し、かかりつけ医から健診未受診者で治療中の方に対し、受診勧奨または特定健診に関するデータ提供をしてもらうことで特定健診の実施に替えるなど、受診率の向上に努めております。

ご質問の2点目「健康教育、相談、糖尿病性腎症対策についての対象者人数等、被保険者の特性に応じたきめ細やかな計画に沿った事業評価」についてお答え致します。

生活習慣病予防や生活習慣病の重症化予防を図るため、地域での健康教室や保健師、管理栄養士による家庭訪問を実施しております。

健康推進課で実施している健康教育事業は、全市民を対象にしておりますので、国保加入者に限定しておりませんが、平成30年度に地域で開催した健康教育は115回、延べ1,989人が参加しております。生活習慣病予防を目的としたヘルスアップ教室では計10回開催し119人が参加されました。健康相談は41回、延べ603人の参加で、個人の生活スタイルに合わせた生活指導や栄養指導等を行っております。

糖尿病性腎症については、昨年度より糖尿病重症化予防プログラムを作成し、医療機関と連携し、医師の指示のもと、個人の病態にあわせた運動や栄養指導と服薬指導を行っております。また、健診データやレセプト情報をもとに、糖尿病未治療者または中断者に対し、医療機関への受診勧奨を行っております。

ご質問の3点目「国の重点課題であるレセプトや健診データを効果的・効率的に活用した特定健診未受診者対策・生活習慣病重症化予防等に係る経費を国保保険者数に応じた助成の取り組み状況」についてお答え致します。

助成事業の活用についてですが、今までは要件に合致していなかったため活用はありませんでしたが、来年度に国保保健指導事業を実施するため、現在関係機関と調整中で

あります。

これまでの取り組みとしては、未受診者対策では昨年度より日曜健診での受診体制の整備や、個別に受診勧奨を行い、未受診者対策に取り組んでおります。また、特定保健指導では保健師が家庭訪問し、保健指導や生活習慣病予防教室への参加の呼びかけを行っております。

ご質問の4点目「保険者努力支援制度による特定健診・特定保健指導に加えて、ほかの健診実施や健診結果等に基づく受診勧奨等、がん健診受診率、後発医薬品の使用促進に関する取り組みと使用割合と医療費適正化に向けた取り組みに対する制度設計について」お答え致します。

特定健診受診率は、がん検診については、毎年20%前後の受診率となっております。平成26年に実施した健診受診意向調査で「医療機関や職場で受ける」と回答した人の割合を足すと50%前後の受診率となり、目標値に近い値となっております。

しかしながら、健診受診意向調査によると、「何かあれば受診する」、「健診受診の必要性を持たない」と答えた方の割合が25%であったことから、健診の大切さについて、県と連携してかかりつけ医による受診勧奨事業や、コールリコール事業を実施し、受診率向上につなげていくよう、引き続き努力してまいります。

また、今年度より、男鹿潟上南秋医師会と契約し、かかりつけ医からの情報提供事業を開始し、かかりつけ医のもとで現在の治療とあわせて各種健診を受けることができる体制を整え、受診者数の増加を図っているところであります。

後発医薬品の使用促進の取り組みとしては、被保険者証更新の際には、国保加入全世帯に、また、新規加入者には被保険者証を交付する際にジェネリック医薬品希望シールの交付を行っております。

また、自己負担相当で300円以上の差額が見込まれる方へ年2回差額通知を発送し、後発医薬品についての理解を深めていただき、患者負担の軽減を図るための情報提供を行っております。後発医薬品の使用割合は平成27年4月診療分が57%でしたが、平成31年4月診療分は77.2%と向上しており、国の目標とする使用割合80%まであと一歩のところまで近づいてきております。今後も継続して後発医薬品の普及率向上に向けて取り組んでまいります。

次に、ご質問の5点目「健康寿命日本一へ向けた施策、健康ポイント制度導入の進捗度」についてお答え致します。

健康ポイント制度は、健診受診のきっかけづくりや生活習慣の改善のため、無理なく健康づくりに誘導できるものであり、市民へのインセンティブとして有効であることから、既に実施している市町村の状況や課題等を精査し、関係各課で制度導入に向けた協議を進めております。

また、事務量の増加が見込まれることから、県で導入を検討している共通プラットフォームを活用できるよう、併せて協議を重ねているところであります。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員、再質問ありますか。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 1番の①带状疱疹ワクチン接種の助成について、予防は有効と考えているという答弁をいただきました。通告文にもお知らせ致しましたように、来年3月から接種助成に踏み切った名古屋市では、带状疱疹は日本で年間60万人が罹患する疾病で、発症から治るまで3週間から1カ月ほどかかるが、その間、強い痛みなどにより日常生活が制限されることがあるほか、約2割の方には治療後、数カ月から数年、つらい痛みが持続する場合があるということで、任意予防接種費用の助成対象を追加することと致しました。带状疱疹は、発症してから治るまで3週間から1カ月ほどかかり、その間、強い痛みなどにより日常生活が制限されたりというような带状疱疹後神経痛で長期に苦しむといった事例を通して、市民の生活の質を低下させてはいけないと思いますが、こういった観点から、また助成について再度お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

菅原理恵子議員のご提案のとおり、带状疱疹のワクチンについては大変有効であるということは認識してございます。ただ、我々が心配しておりますのは、任意接種の段階で市が助成金を出すということになりますと、当然ワクチンの接種になりますので、様々な副作用というものが考えられますけれども、そういったものをきちっと把握する必要がやはりあるのかなということで、とりあえずは男鹿潟上南秋の医師会の方々からご意見をお伺いしまして、できる限り近いうちには実施したいと考えておりますけれども、ご存じのとおり国の方でも定期予防接種という方向で検討しているという情報も入っておりますので、そういった場合に今度は県が広域の予防接種の事業をしております

して、県内の各医師会と契約を結びまして予防接種単価を県が統一して決めてくれるということがございますので、そうなりますと助成する行政側もそうですし、負担がある場合の患者さんの方々もそうですけれども、やはりかなり軽減措置が受けられますので、そういったことを見極めながら前向きに検討していきたいということでございますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 軽減措置を見極めてからというような答弁でもございました。ただ、ワクチンの接種によって副作用というのは、そういう事例はございません。

それで、ワクチン助成によって医療費の削減につながるのであれば、私はこれは助成するべきだと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思いますけれども、様々なワクチン接種がございますけれども、今回の带状疱疹ワクチンの副作用につきましては、これまでの様々なワクチンにもあるように、やはり数時間たってからの発疹、それから蕁麻疹、それからかゆみが起こるといったことも症例があるということでお聞きしておりますので、そういったものをきちっと把握した上で、こういった状況にありますよということも理解しながら、医師会の意見を聞きながら、そういった助成事業に進んでいきたいということでございますので、宜しくお聞きしたいと思います。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 例えばですが、名古屋市は50歳以上から助成するという形でありましたけれども、これ、年齢を引き上げて65歳以上からというと、予防対策になると思うんです。その辺の観点からについてはいかがなものでしょうか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

菅原理恵子議員ご承知のとおり、医師の見解によって違うと思うんですけれども、带状疱疹ワクチンの効能が5年という方もおりますし、生ワクチンでございますので、一度接種するとずっといいですよという見解を持っている方もおりますけれども、先ほどの答弁にありましたように、50歳を過ぎますと小さい頃になった水痘ワクチンの免疫が

切れるということで、通常は50歳以上からを対象にしているのが多い例ではございますけれども、そういった年齢区分をどの辺からした方がいいのかも含めまして、やはり医師の専門家のご意見を伺った上で実施する必要があるのかなということで、もう少しお時間をいただければと思いますので、宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） ①の件に関しては了解致しました。

②の带状疱疹ワクチンの啓発事業についてのお考えなんですけれども、私たちにご提案して下さったお医者様みずから带状疱疹に関して、合併症や带状疱疹後神経痛で苦しみを痛切に感じた。そのときに病院の待合室に、それこそ啓発のパンフレットを置いたんですけれども、来客というか病院にいらっしゃった方で受けた方は1人もいらっしゃらなく、たった職員1人であったということでありました。そうすると、このワクチン接種の認知度というのが、すごい低いと思うんですけれども、そのことについて、またちょっとどのような方法でしていくかというものを再度お聞きしたいと思います。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

ただいま菅原理恵子議員がご提案のありましたように、病院、診療所、それから薬局に行きますと、待合室の所にこの带状疱疹ワクチンの接種を促す貼り紙とかポスターらしきものが貼ってございますが、どうしてもまだ任意接種ということでございますので、まして平成28年に承認されたワクチンで、比較的新しいワクチンということもございまして、認知度が低いというのはありますけれども、やはりその有効性というのは我々としては認知しておりますので、そういった意味では、答弁にもありましたように様々な健康教室、その他いろいろな会がございまして、そういった際に、こういった予防ワクチンがございましてということで、任意ではありますけれども希望があれば接種をしてくださいという呼びかけは続けていきたいと思っておりますけれども、やはり国の方できちっと定期接種に位を上げていただいて、さらにその財源等についても手当てをしていただければ、行政としては実施しやすいのかなと思っておりますのでございます。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） ワクチン効果は、カリフォルニア大学での大規模試験で60歳以上の3万8,546人を対象に行った带状疱疹発症予防効果を調べた結果、带状疱疹発症が

51.3%、帯状疱疹後神経痛は66.5%減少致しました。50～59歳の2万2,439人を対象とした研究では、ワクチン接種後の帯状疱疹発生効果は69.8%でありました。この結果を見ましても、効果は大いに期待できるものと存じます。是非とも名古屋市に続けと、前向きのご検討をお願いしたいと思っておりますけれども、市長、この件についてどうお考えでしょうか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 今のご質問にお答え致します。

福祉保健部長の方から答弁があったとおりでありますが、実は私も帯状疱疹やったことがあります。確かに痛かったですし、ただ、幸運なことに私の場合は重症化もしませんし、後遺症も全くなかったということもありました。そのときに反省したのは、まず自分の生活を改善して、きちんと睡眠時間を確保して栄養状態をよくしてというようなこと、やはりそのとき、少しばかりの不摂生があったなというようなこともありました。まず、そういった面でも帯状疱疹にならないような生活習慣づくりというのが、まず前提としてあるのではないかと思います。

但し、加齢が進むと帯状疱疹の率が高まるというのは、これはもう確実にデータが出ていることでありますし、また、これはまだ因果的にどうかということは、私は過分にして存じ上げていませんが、いわゆる高齢者の方がこの帯状疱疹に罹患した場合に重症化するということが、いわれている学者さんもいれば、まだそういったデータは少ないんだという方もいらっしゃいます。いずれにしても、この帯状疱疹のワクチンが平成28年に認可され、まだ日が浅いということがあり、但し、一方においては国が定期接種に向けてもう既に検討を始め、研究を始めているということもあります。ですので、我々としては、名古屋市の動向も研究させていただきながら、それよりもやはり国の方がきちんとしたお墨付きをしてほしいと思っています。というのは、ご案内のとおり子宮頸がんワクチン、これ、国の方で認めて一度任意接種にまた切り替えたということがあります。ですから、やはり我々は市民の安全性第一、そして、先ほど部長からあったとおり、持続性、1度打てばいいものなのか、それとも何度も打たなければならないのかと、そういった研究治験も踏まえて地元の医師等にも確認しながら、我々としてはこの件については検討していきたいと考えております。

いずれにしても、そういったデータが揃った段階で、また議会の皆様方にご相談する機会があるかと思っておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 市長、答弁ありがとうございます。

大きな2点目に移りたいと思います。2点目の①8月8日から16日まで節水制限を行ったってことでもありますけれども、この節水についての制限理由というのは何だったんでしょうか。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） ただいまのご質問にお答え致します。

節水のお願いをした理由でございますが、今年の冬の降雪量が少なかったことに加え、4月以降の降雨量が少なかったことにより、取水地点の地下水が例年より低下しており、これ以上晴天が続く、地下水位が低下すれば取水に支障を来す恐れがあることから節水のお願いをしたことが一点と、さらにお盆で人口が増加し、使用量が増えることも考慮し、お願いしたものでございます。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） ありがとうございます。

私、相談者なんですけれども、ちょっと住宅地の高台にあります。そしたら、やはり節水のお願いのお知らせいただいたときに、水がやはりちょろちょろ状態であったと。そうすると、やはり追分地域は、教育長の市政報告にもありましたけれども、年間100世帯増加しているという報告もございました。給水は十分間に合うということでありましたけれども、現にそういうお宅があったということなんです。それについてのご検討というか、お考えはいかがでしょうか。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） ただいまのご質問にお答え致します。

今回は確かに節水のお願い、ご協力はしてございますが、給水の制限等してございませんので、その辺をご理解願いたいと思います。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 給水制限はなさらなかったということなんですけれども、現にそういう状態に陥ったために不安を感じたということでもあります。その辺はいかがでしょうか。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） ただいまのご質問にお答えします。

そういう箇所については、再度調査し、検討していきたいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 是非調査、研究していただきたいと思っておりますので、その点宜しくお願い致します。

では、水道事業については、十分な水道を給水できるという答弁でございましたので、持続可能な水道事業を今後も続けていただきたいと思ひまして、2番目は終わらせていただきます。

大きな3点目、保健事業についてでございます。

②の健康教育、相談、糖尿病性腎症対策についてお伺い致します。

きめ細やかな計画に沿って事業は行っていておりますけれども、その事業評価を行った結果としての改善策はいかなるもののでしょうか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思ひます。

まず、国保のデータベースを活用しました国保の計画にのっとり様々な事業を健康推進課が中心になって事業を進めてございます。毎年見直しをしながら次年度に向けての事業の編成、計画、そういったもの取り組んでおりますけれども、30年度から始まっておりますので、そういった意味では、まだまだこの後、様々な市民の方々からのご意見、そういったものを取り入れながら令和2年度の事業に向けて、これから検討していくという状況になっておりますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 平成30年度から事業を開始して、1年経過して、これからまた市民の声を聞きながら反映させていくということでありましたので、是非ともお願ひしたいと思ひます。

③の国の重点課題であるレセプトやということでヘルスアップ事業ですけれども、国庫補助金でも開始されております。保健事業を効果的・効率的に実施することで国庫補助金が受けられる仕組みですけれども、来年度に向けて策定中であるという答弁でありました。これは本当に大いに期待をしておりますけれども、日曜日健診、個別受診勧奨

等、未受診を減らしていくということでありましたので、是非ともお願いしたいと思っております。

④保険者努力支援制度というのは、これ私、通告文には点数化され、交付金が配分されますということを書かせていただきましたけれども、その反面、減算されるということでもあります。きちんとしたこの事業内容をやっているかどうかということでも減算もされるということでもありますけれども、この点についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

来年度の算定につきまして、今年8月に国の方から具体的な案が示されております。その資料を見た限りでは、本市の場合、減点されるということはないようになっておりました。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 減算されないような制度仕組みになっているということで理解して宜しいのでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

ちょっと舌足らずで申し訳ありませんでしたが、本市は減点になるようなところには該当しないと、本市の取り組み状況では、その減点に該当する部分がないということでもあります。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 理解しました。

⑤の健康寿命日本一についての健康ポイント制度導入に向けて、今、協議していると。それで、共通プラットフォームも併せて検討を行っていくということでありました。是非これを進めていただきたいと思いますので、宜しくお願い致します。

最後に、「健全な国保保健事業とは」ということで、保険者による努力義務であります。保険者は、被保険者の健康状態を明確にすること、そして、いかに被保険者の受診率アップにつなげて健康寿命延伸に向けた取り組みをすることによって被保険者の生活の質の向上を守り、負担軽減が図れることがうかがわれます。この負担軽減というのは、

私たち払う国保税でありますけれども、こういった保険者の努力義務によって、いかに保険税を引き下げるかというのも、これは一番の問題だと思います。この点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

まずはじめに、保険税、国保税は、被保険者の医療費の給付のための社会の会費というような側面をもっております。そして、市から、あるいは国・県から保険税プラスアルファの負担があるわけですが、それについては、社会企業でいえば事業主報酬の意味合いをもった、そういった制度になっております。平成30年度から、これまでの財政の主体が市町村だったものが県に一本化ということで、国保財政の財政基盤の強化が図られたところであります。

当然のことながら医療費が、県全体としてということに今度なってくるんでしょうけれども、医療費が下がっていけば、当然それが保険税に反映されるべきものというふうを考えておりますので、この後、医療費が下がる、あるいは伸び率が抑えられる、そういったことで環境を整えば、市と致しましても保険税の引き下げについては検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 被保険者の医療費により保険税も変わっていくというふうに私は捉えました。データベース化により、医療費の抑制を推し進め、健康寿命日本一に向けた努力を行っていただき、健全な保健事業をお願いしたいと思います。

これにて私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって3番菅原理恵子議員の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は2時半、2時半まで休憩します。

午後 2時21分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番佐藤義久議員の発言を許します。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） はじめに、このたびは一般質問の機会を与えていただきました議

会に対し、感謝と御礼を申し上げます。

傍聴者の皆様には、大変ご苦勞様です。

早速質問に入りますが、当局には、明確なるご答弁をお願い申し上げるものであります。

質問は、県の撤退する育苗施設利活用についてのみであります。

6月の質問では、2.2ha（6,600坪）は、特段利用方法もなく、軟弱地盤であるので、当面は県保有地としてのご答弁と記憶しています。聞くところでは、温室の基礎と32mほどの支持杭も撤去されると伺いました。県当局が撤退を申し入れた時点で市は利活用に創意工夫もなく無回答であったとも伺います。せっかくの基礎や支持杭を撤去せずとも何かに有効に活用する考案してはと思ひ、このたびの質問をさせていただきました。

まずは、ブルーメッセ・アグリプラザ昭和は、道の駅として国道入り口付近の道の駅看板も雑草が繁茂して隠れてしまう高さで、観光担当の方々には担当を引き継いで間もないのに気の毒な言い方ですが、気配りはないものか疑問に思っています。

以下は、通告文に記載していませんが、国道入り口の見えない看板、この点についての対応策についてのお答えを頂戴したいと存じます。

もともと位置的に不利な場所でありながらも高速自動車道を一定区間、橋梁にしてもらう空間を要望するなど実現して、観光客、利用客は、それでも確保されていたと考えています。これまでグラウンドゴルフの愛好者としては、使用にはいろいろと不満もありました。秋田市の方々もプレーにたくさん見えていましたが、近年は特に施設整備に十分な配慮がなかったことも事実であります。駐車場が狭いのもありました。当市の観光に対する位置付けは、この点についてお答えいただきたいと思ひます。どの辺に置いているのか、疑問を持つ場面が数え切れないほどありました。歴史や伝統を継承することも、市民である我々の責務と認識しております。

ここでお尋ねします。2.2haは育苗の施設で、開放しておられたかわかりませんが、当面これとて何の提案もなく、更地にとはいささか残念でなりませんので、先の6月議会でも申し上げましたほかの施設は別にしても、当面はバラ園を提案したいと思ひます。バラを植栽し、温室の床張りされた基礎の部分は回遊路に利用し、ベンチやテーブルや鉢植えを置くなどすると、少ない予算で利用できないことはないと考えたわけでありませう。

冒頭から完成品を展示するのではなく、年々進化させたものを見学してもらおうのはい

かなもののでしょうか。この点の考え方はどうでしょうか。

これも20年前になりますが、商工クラブとアグリプラザ昭和の職員に青年部長を加え、研修の成果でありまして、私たちは千葉県八千代市の京成バラ園芸株式会社を訪問したときの研修報告書を改めてひも解いてみましたら、研修の課題は、花にこだわった企業経営の多角的展開、取り組みから今後のみずからの企業経営者と花のテーマにしたまちづくりについて、自己啓発研修で最初の研修は鎌倉に住んでいた首都圏ふるさと会、昭和会会長の資産家の故桜庭庄左衛門さんとの鎌倉の大仏前食堂で会食と懇談でした。その後大仏の裏側の自宅に案内され、「ふるさと昭和会への望み、今後のまちづくりへの期待」が課題であったと記しています。

「バラ園芸」に話を戻しますが、京成バラ園芸株式会社は翌年のオープンとのことで準備中でしたが、総面積3万坪、職員140名、パート100名、商圏20km、330万人、友の会会員6,000人、年商小売部門20億、バラの鉢もの3,000円～8,000円、メモ書きにアグリでも活用できると記されていました。築造中の庭園は1万9,000坪といていましたから、すべての規模は、アグリ昭和は小さく、10分の1程度でもよいではないですか。京成バラ園芸株式会社とは、その昔、全国の駅にバラを植栽した会社と伺いました。大久保駅にも駅前に枕木花壇に駅を新設するまで花をつけ、乗降客の目を和ませていました。昨今、苗木は10棟に、冷凍して年間を通して発送しているとのことでした。

昭和の庁舎前には、こども園、新設前までは、玄関先の両側に京成のバラが植えられていましたが、除草剤を散布したなどの話もありまして壊滅したのであります。

今、潟上市内の公共の場では、市役所庁舎前のフェンスに少し、「くらら」食菜館前庭ロータリーに少し、それでも市の花は「バラ」。何と情けないものではありませんか。

バラの花の指定は、昭和町時代に、昭和47年、天皇賞を受賞した青年は元同僚議員でもありました。先輩の功績もあつての「花の施設誘致」ができたことと思います。これを潟上市が継承したものと思っています。こうした歴史と伝統の継承も私たちの役割ではないかと考えるのであります。

他市町村では、ラベンダー園、バラ園、ヒマワリ園など、にぎわいを創出しています。縷々申し上げましたが、育苗施設は撤退しても、新たに観光資源の開発で観光客の誘客、地域の活性を促すことはできると確信し、ご提案申し上げるものであります。

2つ目に、次年度といわずに調査費を補正しても実施する考えはありませんか。

以上の2点についてであります。全文提出していますので、アンダーラインの所も

お答え願えればと思います。ご答弁宜しくお願いし、壇上からの質問を終わります。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 10番佐藤義久議員の一般質問「アグリプラザ昭和に「バラ園」をについて」お答え致します。

はじめに、潟上市の花き栽培状況について申し上げます。

潟上市では現在32名の農業者が花き生産を行っております。花きの品種は、主に切り花が多く、キク類が28戸、トルコギキョウが4戸、ストックが4戸、シクラメンが5戸となっており、バラの生産農家は1戸となっているのが現状であります。その原因としましては、連作障害及び病虫害被害、獣害被害等の影響による生産数の伸び悩みが大きかったと聞いております。

ご質問の1点目「当面の利活用に「バラ花」の植栽について」お答え致します。

秋田県花き種苗センター跡地の約2.2haにつきましては、パイプハウス及び格納ハウスなどを撤去し更地にした後、跡地については引き続き県が管理していくことになっております。

ご提案のありました「バラ園」の整備については、活用策の選択肢の一つとして参考にさせていただき、引き続き県と活用方法について協議していく考えでございます。

ご質問の2点目「今年度中に調査費を補正して実施する考えは」についてお答え致します。

1点目のご質問でもお答えしましたとおり、秋田県花き種苗センター跡地は、引き続き県が管理していくことになっております。市としては、観光資源開発のための調査費は考えておりません。

議員ご提言にありますように、観光客の誘客、地域の活性化を促すということは非常に重要であると捉えております。ブルーメッセあきた及び道の駅しょうわは「花の見本市」として、また、多くの観光客や市民・地元農産物が行き交う「市」として、県内外から広く認知されにぎわっております。さらに、観賞展示温室・花の広場も観光資源として捉えており、今後も来場者の皆様が食事や買い物をしながら花の観賞を楽しんでいただくよう、引き続き指定管理者と協議してまいります。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員、再質問ありますか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 前段、私がお願いした道の駅の入り口付近の看板が隠れて見えないう状況にあると、これについてお答えいただいております。もう一つは、グラウンド

ゴルフ場の整備が行き届いていない状況にあるので、この点、現状視察されたかどうか
お答え、この2点まずお答えください。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 佐藤義久議員の再質問にお答え致します。

ブルーメッセあきたの看板と国道7号線の間にある幅約5mから10mの空き地につき
ましては、国土交通省の所有管理地となっております。草刈りの件につきましては、折
に触れ国土交通省には草刈りの要望をしております。今後も草丈の進捗状況を注意しな
がら草刈りの要望をしまいたいと思います。

昭和グラウンドゴルフ場の状況でございますが、私も春先には現地に赴いて確認をし
ておりますが、私はそんなに傷んでいるとか、そういうふうには感じておりませんでし
た。

それから、昭和グラウンドゴルフ場の駐車場の件でございますが、利用するのはグラ
ウンドゴルフに来たお客様でございます。駐車場が狭い場合は、お近くのブルーメッセ
の駐車場もございますので、基本的にグラウンドゴルフ場に来た方というのは、歩きな
がらグラウンドゴルフをお楽しみになります。ですので、運動の一環でもありますので、
駐車場が狭くても近くのブルーメッセの駐車場をご利用いただければと考えております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 部長さんのおっしゃるとおりなんですけど、開設当初から、潟上市
になってからだと思いましたが、駐車場の利用については、かなりグラウンドゴルフ場
の方々を制限し、食堂付近にはとめないようにとか、いろいろ問題がありましたので、
そこは徐々に改善されているかもわかりませんが、旧態依然としてそういう状況
にあるということです。

それから、部長の現場視察されたようなんですけれども、芝生の生育状況といいますか、
もう芝生が見えないくらいクローバーだらけです。その辺は視察して、どう感じました
でしょうか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 芝生の管理状態につきましては、確かに一部雑草が繁茂し
ているところもありますし、芝生がちゃんとあるところもございます。しかしながら、
グラウンドゴルフをやる上では、それもまた一つの楽しみなのかなというふうに考えま

して、そのままがいいのではないかと判断しております。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまの再質問にちょっと補足させていただきますけども、現状としてグラウンドゴルフ場として利用するに当たり、支障があるようであれば、その辺は点検させていただきまして、指定管理を行っておりますので指定管理者の方とも相談して対応していきたいと考えております。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 追い打ちかけるようですが、クローバーだらけで、秋田市内から来る方々にも非常に県内一でないかと、コンディションが、悪くて、そういう評判なんで、あえて話させていただきました。私どもも協会の一員でありますので、できるだけ整備されるように、全面芝生張り替えなんていうのは、天王のグラウンドゴルフ場は1回やったことありますけども、可能な限り張り替え補修していただければありがたいなど。管理費あまり少なすぎるんじゃないかという点もありますが、いかがですか、副市長、お答えについて。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致しますが、先ほどいいましたとおり、現状につきましては確認致しまして、できるだけ対応していきたいと、そのように考えております。

管理費につきましては、適切な管理費を出していると解釈しておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 次に、私の提案しておりますバラ園についてですが、バラ園についても先回は理紀之助翁とか豊川油田とか観光案内所とか申し添えて、できることであればとお話しましたが、市長からコメントをいただきましたところが、議会の承認が得られるか、市民の負担がかなり増額するのではないかという懸念から、まず今回は県の管理施設にするというお話でしたが、私が懸念するのは、先ほど来申し上げておりますけれども、せっかく打ってある32mもの杭を抜いて、産業廃棄物にするということと、温室の基礎を壊して、そこへ砂利を補填しておくという程度で終わるとい話を伺いましたので、せっかく打っている支持杭まで抜くのかなど。これ、早期に提案して、支持杭はもう発注されておるかもわかりませんが、変更して、支持杭を残してもら

うという方がいいのではないかなということなので、どなたか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問でございますが、現在、県の方ではすべて撤去作業を実施しているものと思いますが、その際に建物、支持杭だけを残しての撤去作業というのは、なかなか多分難しいのではないかと思います。といいますのは、その地下にある支持杭ですか、その杭につきましても、更地にする場合はすべて抜く必要があると捉えておりますので、県の方もそういう判断で全部撤去という形をとっているだろうと。ですから、その後の例えば活用がはっきりしているのであれば、それは残すということもあり得るのかなと思いますが、現状では抜くしかないのかなと思っております。

以上です。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 説明はわかりますよ。それで私も、普通であれば9月議会、質問しないんだけど、今回緊急に質問させていただいたのは、そういう杭を抜いてまでも更地にしなきゃいけないかという懸念、もう一つは、早期に活用方法を検討してはどうかということもありまして、今、今回質問に立ったところです。それで、使い道としては、バラ園を形成したらいかがでしょうかということ意見として述べているわけですし、早急にご検討いただければありがたいなと、こういうことですので、もう一回ご答弁をお願いします。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問でございますけども、支持杭を抜かなければならないということをご理解いただいているところだと思います。そして、今その作業中に当たり、今、うちの方で早急にその活用方法を提示し、そして県と交渉するというのは、なかなか難しいのではないかなと思っております。いかがでしょうか。バラ園というのは・・・

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） せっかくの杭が産業廃棄物で撤去されるということが再三申し上げているとおりに残念でならないので、活用する方法を早急に考えて、県に中止をお願いしてみたらいかがでしょうかというのが今の時点の質問です。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご提案について答弁申し上げます。

後の見込みがはっきりした場合に、今、副市長が答弁申し上げたのは、その支持杭を残すという協議に、これは入れないことはあり得ません。ただ、我々は今まで何も絵を描いていない状況で、県の方にそれを申し上げるとするのは、行政の進め方として我々としてはかなり困難を伴うというよりも、極めて難しいと思っています。実際に行政のその進捗としては、やはりもしあるのであれば、我々は来年度を目指して、議会の皆様とも検討を進めながら、順序立てて、また、市民の方から要望を聞く必要があれば、それも聞いた上で、あるいは指定管理者からもというような状況の中で進めていくのが、私はやっぱり筋だと思います。

先ほどのご質問の中にもあったとおり、我々は県と協議を重ねる上で何も無為無策を重ねたわけではなくて、我々自身、この市の観光についてどう考えるかということを担当課を中心にして考えたことは、これは事実であります。私の私見を少し述べさせていただければ、今後我が市の観光振興を考える上で、今の財政状況や今後の我々の人口動態、あるいはこの市の置かれている課題等もろもろを勘案した場合に、やはりそこは福祉政策であるとか教育政策とは違った観点で、やはりある程度のお金が回収できる見込みがないと、なかなか市の一般財源を投じてまで、果たして大きいプロジェクトをやっていけるかというところがあります。ですので、今、佐藤義久議員のそのバラ園のお考えというのは、先ほど部長が答弁申し上げたとおり、協議の上で参考には当然させていただきましても、今すぐにそれを我々が県との協議の上で、じゃあ潟上市さん、じゃあどういう図面を引いて、どうなんだということとはかならず県の方から聞かれる中で、それでそこを中断してやるというのは、なかなかこれはできかねることだと思っています。ただ、我々はあそこの跡地があって、一体どうするかというのは、担当課を中心に、これは市役所内において協議していることは、これは事実であります。ですから、もう一度申し上げますが、先ほどのバラ園のその構想も含めて我々としては参考にさせていただきながら、この跡地についてどうするか協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 丁寧なお答えありがとうございました。ただ、私が伺ったところだと、市の方で、市長は今、無策ではなかったと言いますが、ややそれに近いことで更地にするという県の話だったと伺っております。それが、どちらが信憑性あるかちよっ

とわかりませんが、そういう話でした。

それで、今日、こういうことをお聞きしたいなと思って箇条書きにしてみましたけれども、まず前回、予算面、市民の同意、議会の承認が難しいのではないかというのは、どういうくらいの予算構成で会議を開いてあったのか、いかほど試算したのかということをお伺いしたいと思います。また、県から申し入れがあった後、何回の会議で検討会を開いたかお知らせいただければありがたいし、どんな規模の会議になったのか、意見や提案、どんなものがあったか、お知らせいただければありがたいです。宜しく申し上げます。

○議長（西村 武） 暫時休憩します。

午後 2時59分 休憩

.....
午後 3時00分 再開

○議長（西村 武） 会議を再開します。

藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

私、先ほど検討会というふうには申し上げておりませんが、検討を何度か重ねてということは、それは会議室の場合もあったらうし、市長室もありました。今、何回と明確に答えられる自信はありませんが、少なくともそれは複数回、何度もというレベルの話ではありました。

実際に今の道の駅しょうわの方、県の方から私どもに移管されるということは、私が就任する以前からもうそういう話ができている、私の方にもそれが報告され、そして何度か職員とも検討していったわけです。一つは、どのくらいの規模でというよりも、今、県が管理しているもので道の駅しょうわの指定管理者が県から指定管理を受けている分も、すべてこれは市に移管されるということになりました。そうすると、我々はそれ相応の今以上の財政負担が伴うであろうということがありました。そして、今現在、道の駅しょうわで使用していない奥の、今話題になっているところがございますけれども、温室があったところですね。そこまで果たして私たちに、それを受けとめるだけのまず財政的な基盤があるかどうかと。そして、さらには今、私が就任した後、すぐにそういう話になりましたけれども、構想はあるのかといえ、今のバラ園のような具体的な構想はなく、さらには、そこあたりは同時並行的に県との協議もいろんな条件面で詰めていた

こともあります。例えばその、細かい話になりますけども、観賞温室がありますが、今すべて県の方がご負担いただいて、そこを改修した上で我々が引き継ぐとか、あるいはどこまでのトイレ、電源設備をどうするかというようなこと、つまりそういったことを並行してやっていく中で、我々としてはその段階として、任せておけ、潟上市がその観賞温室まで、その後まで何かの構想があって面倒をみるというような余裕も実際のところなかったのも事実です。ただ、幾つかの腹案は出てきたことは事実ですけれども、それを実際に頭の中で考えたところでも、かなりの額の予算が伴うであろうということは想像に難くありませんでした。ですので、まずいったん今、観賞温室は切り離れた上で、我が市で残りの部分については管理させていただいて、そしてその状況をもう一度考えながら、県との協議も同時並行的に進めていって、今後、今の温室がある敷地をどのようにするかというようなことを時間をかけて検討した方がいいのではないかと、実際に地元の方々とか、議会の皆様方に、ゆっくりと話をする機会も当然とっておりましたし、とっておきません。ですので、そういったことを私は是非やりながら、あの地を、特に昭和地区の観光資源として重要な位置付けにあるものですから、そこを検討してまいりたいと考えております。ですので、決して我々その後ろ向きに考えているわけではございませんが、慎重に検討していくと、そのような結論に至ったということをご理解いただければ幸いです。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 誠に残念でなりません。支持杭を、結果的に私が提案するのも遅かったんで、支持杭も抜くことの結果になろうかと思えますし、確か6月の議会で申し上げましたが、2月ぐらいに県の説明会がありまして、私もそれに参加しております。それ以降、市長就任前からという話でしたので、撤退するという話は私自身露知らず、説明会があるっていうので聞きにいきました。それ、確か今年の2月だったと思えますけども、県の方で撤退するのだということでしたから、トイレと2カ所と事務室と機械室は残しますと。それなりに整備をして、トイレが非常に荒れていたもんですから、トイレあのままだと誰も用便することはできませんよといったら全部交換して新しいものにしていきますのでという、いきますというか置いていきますというような格好だったと思えますけど、そういう説明でした。ただ、私は非常に残念なのは、その後、つい先だってまで撤退の話は耳にしませんでしたので残念だなと思っておりますし、何分再三申し上げておりますが、50センチも60センチも何年間かの間に沈下する。実際、グラウ

ンドゴルフ場の築山も四、五十センチはゆうに下がっているんじゃないかというところですので、地盤が軟らかいのはわかっていますから、活用する方法はないものかということで今回質問させていただきましたので、後の祭りかもしれません。残念でなりませんけども、質問を終わります。

以上です。

○議長（西村 武） これをもって10番佐藤義久議員の質問を終わります。

次に、15番小林 悟議員の発言を許します。15番小林 悟議員。

○15番（小林 悟） 最後になりましたけれども、質問を致します。

私は、「藤原市政における重要施策について」に質問致します。

市長におかれましては、就任後3年が過ぎようとしております。これまでの石川市政を継承しつつも、新たなまちづくりを目指して、これまで頑張ってきたと思います。残された任期もあとわずかとなりましたが、これまで進めてきた施策について分析・検証を重ね、市民の福祉向上のために今後のまちづくりを進め、市民の負託に応えてもらいたいと思います。そこで、次の5点についてお伺い致します。

1つ目、今年の10月から保育の無償化が始まり、子育て世帯の家計の負担軽減が図られることは大変ありがたいと思っております。しかしながら、保育を望みながらも施設に入所できない、いわゆる待機児童を持つ世帯はこの恩恵を受けることができないだけでなく、育児のために仕事もできないという、二重の不公平感を味わうことになるのではないのでしょうか。市長には、待機児童の解消に向けて、これまで以上の施策を展開していただき、子育て世帯のために頑張っていたいただきたいと思っております。そこで質問ですが、天王地区、昭和地区、飯田川地区の待機児童の人数は、8月末現在でどうなっておりますでしょうか。待機児童の解消に向けて昭和地区の旧3保育園を統合し「昭和こども園」として開園したことにより、その効果もあったことと思っておりますが、何といたっても保育士の確保が一番だと思っております。市長は、保育士の確保のために、これまでどのような取り組みをなされてきたのか、また、今後どのようなことを検討しているのか、具体的に示していただきたいと思っております。

2つ目、本市の防災・健康拠点施設であります「トレイクかたがみ」のこれまでの活用状況と今後の課題について、防災の部分と健康の部分に分けてお伺い致します。

また、課題があるとすれば、その解消に向けてどのようなことを検討しているのか、市長の考えをお聞かせください。

3つ目、コミュニティ・スクール構想についてお伺い致します。

学校づくりに地域が参加していくのがコミュニティ・スクールだと思いますが、そのため、その目指すところがはっきりしないと地域の対応もなかなか難しいのではないのでしょうか。そこで質問ですが、各学校のこれまでの取り組み状況と今後の進め方について、具体的にお聞かせください。

4つ目、市民センター構想についてお伺い致します。

このたび、天王公民館が解体され、天王市民センター（仮称）として整備されることになりました。名称を変更するという事は、それに伴い、その機能も変わるということになると思います。これまでの公民館とこれからの市民センターでは、どこがどのように違ってくるのか、所管は何課になるのかを含めて、具体的に説明をお願い致します。

また、この市民センター構想は、市全体を視野に入れてのことと思います。今後の整備計画について、市長はどのような考えをお持ちでしょうか、伺いたいと思います。

5つ目、市長が市政運営の基本とする「対話と交流」「チーム潟上」についてお伺い致します。

市長がまちづくりを進める上で、このことを大変重要視していることは、市民にとって大変ありがたいことだと思っています。このことについて、昨年12月議会において質問させていただきましたが、その後、市長はどのような施策を展開してきたのか、「チーム潟上」は構築できたのか、具体的に示していただきたいと思っています。

既存の会議やイベント等の中で参加者の意見を聞くことももちろん大事ですが、一歩踏み出して、市長みずからがそのような場を設けて市民と対話をするという、積極的な姿勢が必要なのではないのでしょうか。市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

壇上からの質問を終わります。

○議長（西村 武） 当局の答弁を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまの小林 悟議員の一般質問「藤原市政における重要施策について」のうち、最後の5点目については私が、1点目及び3点目については教育部長が、2点目及び4点目については総務部長がお答えしますので、宜しくお伺い致します。

私の市政運営の基本である「対話と交流」「チーム潟上」についてお尋ねがありました。私は、市長に就任以来、可能な限り自治会、町内会や各種団体の行事などに参加させていただきながら対話と交流を重ね、多くの市民の方々からお声を頂戴してまいりました。また、市長に直接意見がいただける仕組みとして「市民の声」を作らせていただき、

運用して2年になりますが、私に対する意見が多数寄せられております。さらに、ご意見をお寄せいただいた方も含め、お会いする必要があるれば直接お目にかかってその方の真意も確認させていただいてございます。

これまで、私なりに様々な場で市民の皆さんと対話と交流を重ねてきたつもりではあります。小林議員から、もっと積極的な姿勢が必要だということのご提案がございましたが、条件が整えば、そうすべきであるとも考えております。今後の参考とさせていただき、進めさせていただきたいと思っております。

私は、これまで子育て支援策として「こども園の整備」、健康寿命の延伸対策として「トレイクかたがみ」の開設、また、雇用対策として企業誘致など様々な施策を市民や議会のご指導やご支援を賜りながら展開してまいりました。諸施策の推進の根底にあるのは「参画」と「協働」であります。地域課題を解決し、住みよい地域社会を形成していくためには、市民・市議会・行政の三者が情報を共有し、みんながまちづくりに参画し、相互補完的に協働していくことがとても重要であると考えています。それが「チームかたがみ」であり、私の目指す姿でもあります。つまり「チームかたがみ」は私の市政運営上の理念であります。「チームかたがみ」は理念でありますので、一朝一夕に実現できるものではなく、常にそこを目指すべき「目標」であり、「ゴール」であり、そこに帰るべき「原点」でもあります。今後も対話と交流を通して、すべての市民が活躍し、みんなが幸せを実感できるまちを目指してまいりますので、小林議員はじめ議員各位には、今後ともご指導、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村 武） 鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） それでは、ご質問の1点目「保育の無償化に関することについて」お答え致します。

はじめに、「天王地区、昭和地区、飯田川地区の待機児童の人数は、8月末現在でどうなっているか」について、お答え致します。

待機児童につきましては、潟上市では国の調査基準日となる毎年度4月1日現在及び10月1日現在の人数を公表しております。そのため、お答えするのは本年4月1日現在の数値になりますことをご理解願います。

人数は、天王地区34名、昭和地区3名、飯田川地区2名で、合計39名であります。

次に、「保育士の確保のために、これまでどのような取り組みをされてきたのか、今後どのようなことを検討しているのか」につきまして、お答え致します。

これまでの取り組みとして、まずは今年度、市職員保育士の退職者4名に対し、新採用として正職員7名の保育士を採用しております。また、非常勤職員については、保育士・幼稚園教諭、保育補助などの職種や勤務時間を勤務しやすい条件内容とし、ハローワークや市広報等で随時募集しております。

さらに、近隣の短期大学及び専門学校にも募集時期に合わせて足を運び、求人依頼をすることで、少しでも多くの教育・保育人材の確保に努めているところであります。

また、保育士の処遇改善につきましても、昨年度からリーダー保育士の枠を設け、報酬額の引き上げを行っております。

今後は、会計年度任用職員への移行による処遇改善を予定しており、現在、市の教育・保育現場を支えている保育士・幼稚園教諭の確保に鋭意努めてまいります。そのために、園長による職員への個別面談や市幼児教育アドバイザーによる教育保育等の相談を充実させるなど、離職につながらないように、職員のケアにも努めながら、少しでも多くの児童を受け入れられる体制づくりに取り組んでまいります。

次に、ご質問の3点目「コミュニティ・スクール構想」について、お答え致します。

鴻上市では、昨年度、すべての小・中学校に学校運営協議会を設置致しました。各校での会議は、年2回もしくは3回開催しております。昨年度は実施初年度ということもあり、第1回の協議会には教育委員会から指導主事が参加し、学校運営協議会制度の方針などについて説明を致しました。各校の学校運営協議会では、校長の学校運営基本方針の承認を通じて、育てたい子ども像や学校像を委員間で共有するとともに、その実現に向けた取り組みについての協議を重ねております。

各校における昨年度の1回目の会議では「関わり方がわからない」「学校は敷居が高い」「何をしたらいいのかわからない」という発言もあり、また、学校への要望が多く見られましたが、回を重ねる中で、より具体的な提言がされるようになってまいりました。今年度は委員から、例えば「通学路の危険箇所について町内会で確認する」という取り組みも提案されるなど、委員の意識も学校評議員の時代から確実に変化してきております。また、こうした会議での協議を受けて、実際の活動や行事の実施につながる動きも出てまいりました。

地域の方々には、これまでも登下校の見守りや授業の補助、環境の整備、読み聞かせなどを行っていただいているところでありますが、コミュニティ・スクール導入後は、「従来行ってきた学校行事に地域の視点を加える」「地域の協力を得て新たな体験活動

や行事を実施する」「児童生徒の活躍の場を地域に広げる」ことなどによって、地域と一体となった特色ある学校づくりを、より一層進めているところであります。

議員のおっしゃるとおり、まさに学校づくりに地域が参加していただくのがコミュニティ・スクールであると考えております。そこで、今後もこうしたネットワークを大切にし、今まで以上に学校と地域との情報交換を密にして、学校や地域、関係機関がそれぞれの立場で様々な課題の解決に取り組むことができるよう、各校、各地域の特色を生かしながら、さらに地域とともにある学校づくりに努めてまいります。

そのためには、本市がコミュニティ・スクールを導入して間もないことから、教育委員会において先進事例の調査研究を進めるとともに、各校の学校運営協議会における課題を共有し、その解決のための支援に継続して取り組んでまいります。

あわせて、保護者や地域の方々の御理解と御協力をさらにいただくために、地域の方々が学校へ足を運ぶ機会の設定、ホームページや学校だよりなどを通じた情報提供をはじめ、コミュニティ・スクールの充実・拡充に向けた取り組みを進めてまいります。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ご質問の2点目「本市の防災・健康拠点施設であります「トレイクかたがみ」のこれまでの活用状況と今後の課題について、課題があるのであれば、その解消に向けてどのようなことを検討しているのか」についてお答え致します。

はじめに、昨年10月1日にグランドオープン致しました「トレイクかたがみ」の位置付けとして、防災面では、本施設を含む飯田川南公園一帯を防災拠点の一つと捉え、同施設敷地内に秋田県と連携した防災備蓄庫を設置するとともに、大規模災害時には関係機関（消防・警察）などの応援部隊の集結等に活用するほか、自主防災組織の育成や住民の防災意識向上を目指すものであります。

健康面では、若い年代から健康づくりに関心を持っていただき、運動を習慣づけることで健康寿命の延伸を図り、本市が安全・安心で元気な地域となることを目指して整備したものであります。

ご質問にあります利用状況につきましては、防災部分では、防災啓発事業として研修会等を3回実施し278人の方から利用いただいております。加えて、昨年10月23日からの2日間で秋田県と潟上市の災害用備蓄品の一部移設につきまして、情報伝達訓練を兼ねて実施しております。

備蓄品の移設後も防災教育の一環として夏季休業時に市内小学生等を含め見学等の受

け入れを行っているところでもあります。健康の部分では、令和元年8月末までの11カ月の利用者数は5万3,522人で、主にトレーニングルームの利用と、ロコモ予防教室やヨガ、エアロビクス教室など、各種健康運動教室などに利用いただいております、順調に推移しております。

現在のところ、円滑に施設運営を進めているところでもあります。今後も秋田県と連携し、継続的に利用いただける施設づくりを進めてまいります。

また、市民の皆様の健康づくりの拠点として、利用者の増加につながるよう取り組みを行い、健康寿命の延伸につなげてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目「市民センター構想」についてお答え致します。

天王公民館に代わる新たな施設として整備を進める「天王市民センター（仮称）」は、生涯学習を含めた市民活動を総合的に支援し、多くの市民が集い・交流できる施設を目指しております。

現在、施設の設計及び関連業務を進めており、さきの議会全員協議会においてご説明したとおり、新施設の設計概要等について、今後、地域や関係団体の方々にご説明する機会を設ける予定としております。

市民の皆さんのご意見を可能な限り取り入れながら、よりよい施設となるよう設計業務を進めてまいります。

また、施設のあり方については、名称や所管課を含め、引き続き検討してまいります。

○議長（西村 武） 15番小林 悟議員、再質問ありますか。15番小林 悟議員。

○15番（小林 悟） それでは、1つ目の待機児童についてお聞きしましたけれども、昨年確か19人といわれた人数が三十何人にも増えていると。これは大変頑張っている中で、やっぱりどうしても待機児童が増えるのかなという感じは致しますが、やはり去年ですか、前も私質問したときには、確かに施設はちゃんとあると。ただ、保育士がいないので、なかなか待機児童解消に至らないということはお聞きしました。とすればですよ、保育士をいかにして集めるか、いかにしてそれを呼び込むのか、これが一番の課題ではないかと思いますが、それについてのこれまでの活動といいますか、どうだったのか、ちょっとお教え願いたいと思います。

○議長（西村 武） 鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） ただいまの小林議員のご質問にお答え致します。

保育士不足は全国的な傾向でございます。ある調査によりますと、保育士の資格を持

つ人の約5割は保育園に就職しないというデータもあるということ、また、早期離職の傾向も顕著であるというようなこともございました。その保育士を希望しない、あるいは離職をしてしまうという理由には、その職務の責任の重さ、事故への不安、保護者対応の難しさ、また、就業時間が希望と合わないということなどが挙げられるということでございます。本市の保育士不足の原因も、このようなことも背景にあると思われれます。

そして、このような背景のもと、市としてできることは何かと考えまして、潜在保育士の掘り起こしにはもちろん取り組んでおります。様々な側面への働きかけ、あるいは情報提供等をお願いしております。

また、処遇改善にも取り組んでまいりました。処遇改善としましては、保育士・幼稚園教諭には、クラスリーダーとして時給1,000円から1,200円に単価を上げております。短時間勤務、5.5時間以内の勤務の保育士・幼稚園教諭もおりますが、この時給も820円から840円に上げております。また、これは以前から取り組んでおることでございますが、勤務時間を勤務しやすい条件設定としまして、例えば家庭の都合などで早番・遅番ができない、あるいは土曜勤務ができないという保育士も中にはおりますが、そういった保育士の希望もこちらの方で考慮して、様々な方法で保育士の皆さんが勤務しやすいような環境を整えて資格のある保育士の確保に取り組んでおるところでございます。

今後の取り組みとしましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、あらゆる努力をして、引き続き保育士の確保に取り組んでまいります。令和2年度、来年4月から施行されます会計年度任用職員制度によりまして、非常勤職員の保育士は会計年度職員に移行し、それにより、さらに処遇の改善が図られることとなります。

また、昨年度、今年度と市内に企業主導型の保育施設が開園し、地域枠の受け入れをしていただいておりますが、さらに来年度には民間の定員66名の認可保育所が市内に開園する予定であり、待機児童対策の大きな力になるものと期待しておるところでございます。このように民間の参入が進んできておりますので、そういった民間の力も活用しまして受け皿の拡大を図り、待機児童の解消を図ってまいりたいと考えておるところであります。

また、幼保一体化施設基本計画に基づきました特定教育・保育の施設整備を進めることで保育士の集約ができ、児童の受け入れ拡充となって待機児童の解消につながるものと考えております。令和3年、再来年4月開園予定の天王こども園、仮称ではございますが、この開園により、待機の解消を少しでも図りたいと考えておるところでございます。

す。

以上でございます。

○議長（西村 武） 15番小林 悟議員。

○15番（小林 悟） 今、保育士の関係で話がありましたけども、一つ確認したいことがあります。保育士の方が来年は会計年度任用職員になるんですけども、これはフルタイムなのか、パートタイムなのか、そのどちらを選択されるのか、それをちょっと確認したいと思います。

○議長（西村 武） 鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） 来年度の会計年度任用職員に移行した場合、保育士の扱いはパートタイムの会計年度任用職員となる予定でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 15番小林 悟議員。

○15番（小林 悟） 今の話をお聞きしましたけれども、会計年度任用制度が、これをうまく利用するためには、やっぱり私はパートタイム方式ではなくて、やはりフルタイムという方式をとられた方が、働いている方にとっては大変いいのではないかと思います。現状ではそうなっているというのであれば仕方ないと思います。

ただ、今、先ほどの待機児童33人といわれましたけれども、去年より増えている、今年また新しく幼稚園が今度また合併して、新しく天王で合併することになるんですけども、どうしてもまた待機児童が増えるのかどうか、この辺はどうなる予定でしょうか。

○議長（西村 武） 鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） 小林議員のご質問にお答え致します。

再来年度の天王こども園の開園に伴い、解消できるかというご質問だと思いますが、保育士の集約によりまして解消できることを期待しております。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答えします。

天王地区3園の統合ということで、解消に向けてということになるわけですが、まず順番を追ってご説明したいと思いますが、昨年度の時点で19名であった待機児童が39名に増えた要因ということですが、これは一つ大きいのは、追分地区のいわゆる育児世帯の方々が新しいお家を設けられて、そこに入ってきたという要因がございます。我々としてはどのくらいの家が入ってきてというのは、なかなか予測は当然できないわ

けでして、それがいわゆる子育て世帯であり、さらには保育も希望されるかどうかというところは、かなりの時点にならないとわからなかったということがありました。教育長の行政報告にもあったとおり、100世帯ぐらい追分地区には増えてしまって、ある意味では、この待機児童の状況は、変な言い方ですが、都市型の待機児童の状況と非常に酷似している。それは我々が処遇を改善したり、つまりやれることはすべてやってきているわけですが、我々の条件で許されているものですね。それはやってきているわけですが、それに結局は子育て世帯の方々が潟上市にお住まいいただくおかげもあって、それが追いつかない状況にあり、さらには増えてしまっているという状況です。そして、この内容につきましては、教育委員会に聞いたところ、ほぼいわゆる未満児といわれる0歳、1歳、2歳という1人の保育士さんでみれる子どもの数が非常に少ない対象の子どもさん方です。我々としては、まず昭和こども園を開園すれば、このぐらいの保育士さんが結局は子どもの面倒が見れるので、それに対して当時の待機児童からすれば、それは計算上ではこれはすべて解消できるはずだという見込みの中で統合したのは事実です。さらには、いろんな策をやっていっているわけですが、そして今の質問に戻りますが、天王地区のこども園、統合した場合、現在の保育士さんで、子どもの面倒を見れる保育士さんの数は、これは間違いなく増えます。ですから、これに、この保育士さん掛ける、つまり法令で許されているところの子ども数を掛ければ、これは我々は、この39名という数は改善できるという見込みは立ちますが、ただ、ご案内のとおり、まだ追分地区の宅地造成は、まだ進んでいる段階でもあって、我々としては、なかなかそこをどういうふうな状況になるかというのは読み切れない状況でもあります。ただ、一方において、我々公、行政の方でやれることには限度がありますが、企業型のこども園が潟上市に2園できて、本来であればその企業でお働きになる方々の従業員を対象にしたこども園でありましたが、その定員分の一定の割合を潟上市に分けていただいて、それを使わせていただいている、これで実は待機児童の数は少しは減っているわけです。そして、さらには今般、予算等もお願いしている、今後まだこれは協議とかもあるんでしょうけれども、潟上市の天王地区にできるであろう私立のこども園、これもある程度、先ほど教育部長から66名という定員がありましたから、これができれば当然保育の人数は増えるわけですから、さらには私立の場合は我々とはまた違ったルートで保育士確保に当たっていきますから、そういう意味では、そういった待機児童対策になることは、これも間違いありません。

ただ、結論から申し上げて、それをすべてこの天王のこども園ができた時点で、これをゼロにできるかどうかというのは、先ほど縷々申し上げたとおり、我々としてもなかなかつかみきれない状況にありまして、そこは私として確約できる今、段階ではないということです。ただ、我々としては、あらゆる手だてを講じていって、1人でも2人でも多くの子どもさんがお預かりできるような体制を構築してまいりたいと思いますので、是非ご理解賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

○議長（西村 武） 15番小林 悟議員。

○15番（小林 悟） 私は別に皆さんが悪いというわけではなく、100世帯も増えることは大変いいことでありますし、じゃあそれに対応していく方法をしっかりやっけてもらいたいということでもありますので、私からの提案としましては、潟上市は職員採用に社会人枠を設けておりますので、その中に保育士についても社会人枠を設けて、即戦力となるベテラン保育士を入れたらどうかという提案をしたいと思っておりますし、またもう一つは、さっき言いましたけれども、会計年度職員が確か前、副市長が、それはフルタイムは潟上市には設けてないという話をされましたけれども、できるだけそっちの方に設けてもらって、保育士が働きやすい、働ける職場づくりをしっかりとつくっていただければありがたいと思います。それで1つ目は終わります。

次に、トレイクかたがみの件なんですけれども、先ほど総務部長より、健康増進については5万3,522人の利用があると。ただ、ここは確か条例にもうたっていますように、市民の健康・体力づくり活動を通じた市民の健康寿命の延伸と併せて、防災教育等を通じた防災意識の高揚に寄与することを目的としているはずであります。ということは、防災の研修、その他に対しては、研修が3回の287人ですか、それと色々な備蓄品の紹介とか色々な中身の確認とか、その程度しかやられていないとすれば、防災についての対策が少しおざなりではないのかなという気がしますが、その辺はどう考えましょうか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

平成30年度の防災としての実績であります。先ほど申し上げたとおり、防災啓発事業としましてまず3回行っております。二百何十人ということでしたけれども、これはまずトレイクの施設を使用しまして、その啓発事業、教養研修、それから自主防災組織の指導者の研修会、それからもう一つ、災害の緊急物資の支給の仕組みづくりと、これ

は情報の伝達訓練を兼ねて行っております。

まず、施設の利用としましては、それでまず防災は行っていると思いますけども、あと、備蓄の倉庫であります。これにも秋田県と共同で装備品を装備しておりますので、防災の観点からは、今のところこれまでということでもありますので、宜しくご理解お願いいたします。

○議長（西村 武） 15番小林 悟議員。

○15番（小林 悟） 今の話も大変頑張っているところでございますけれども、やはりここは防災・健康拠点ということをやっていますので、そういう意味では防災について、もう少ししっかりとした施策や計画を立て、いろんなことをやっていただきたいと思っております。

次に、コミュニティ・スクールについてですけれども、部長より運営協議会が年二、三回ですか、やられていると。これは藤原市長が、まさに私の目玉ということで提案された事業でありますので、ここをしっかりとした何ていうかな、地元、地域に根差したコミュニティ・スクール作りですか、そういうのをしっかりとしてもらいたい。やはり、地域の行事、地域のそういういろんな行事を、やっぱりその学校、学校と一緒にやっていくと。子どもたちがその地域の行事をしっかりとしたものにやっていくことが大事ではないかと思っておりますので、例えばやっぱり学校ごとの特長あるまちづくりが必要ではないかと思っておりますので、その辺を本来であればその地域のまち、地域づくりの学校があってしかるべきと思っております。やはりこの学校はこういう特長があるんだと、そういうのをしっかりと、例えばこの後、学芸発表会もあります。中で、そういうのがしっかり出てくれるような学校、地域、コミュニティづくり、コミュニティ・スクールですか、それをやっていければありがたいと思っておりますので、その辺はいかがでしょうか。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまの小林議員のご質問にお答えを致します。

議員からご指摘いただいたまさに子どもたち、学校は、地域あつての学校、そして今、地域の行事等とお話もございました。ここではじめに、例えばこんなことが実際にありますということをお話させていただきたいと思っております。

先週末、中学校学校祭、3校ございました。これまでにない取り組みとして、例えば羽城中学校ですけれども、新関ささらを子どもたちの前で演じていただいてということがあって、そこに集まられていた保護者、地域の方々にも、それをご覧いただくという

ようなことが設けられました。あるいは天王中、天王南中学校では、地域の方々の作品、あるいは地域の方々に教えていただいた生徒の作品というもの、あるいは地域の方のブースですとか、そういったことが以前よりも、以前もなかったわけではなかったのですが、非常に今年、回ってみて増えたなと思います。これは先ほど部長から答弁させていただきました市長肝いりのこのコミュニティ・スクール1年たちまして、地域の方々ともいろいろな協議を重ねながら、この地域、この学校にとって、こういった活動が有効であろうというような、これまでの「参加」というよりは、私は「参画」という言葉がふさわしい、そういった段階に成長してきているのではないかなと、まだまだでしょうけれども、小林議員はじめ議員の皆様からも、地域の皆様からも、こういった学校で、こういったふうな子どもが育ってほしいといった願いを、そこで共有するところからまた新たな取り組み、あるべき姿というのが見えてくると思いますので、今後も成長してまいりたいと思いますので、ご指導宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 15番小林 悟議員。

○15番（小林 悟） コミュニティ・スクールにつきましては、藤原市長がさらに去年ですか、力を入れてやられた大変重要な目玉だと思っていますので、この後引き続きやっていただければありがたいと思います。

次に、市民センターの構想についてお伺い致します。

ここのまず所管はどこの課になるのでしょうか。その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

所管はどこの課になるかということですが、施設のあり方につきましては、最初の答弁にありますとおり、引き続き検討してまいるということでありまして、天王市民センターでは、これまで行ってきました公民館事業や芸術・文化の発表だけでなく、地域の様々な団体の自主的な活動や市民同士が連携するための活動拠点として、市民の参画と協働の機会の拡充を図ることを最大の目的としております。でありまして、施設のあり方につきましては今後検討して、現在、当面であります、天王市民センターと天王公民館の二枚看板としたいと考えております。その場合は、公民館でありますので、まず教育委員会ということで、将来的には昭和・飯田川公民館を含め、市長部局で所管する市民センター一本化を目指して、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

ので、宜しくお願いします。

以上です。

○議長（西村 武） 15番小林 悟議員。

○15番（小林 悟） この名称の違いは大きな違いになると思います。公民館扱いになりますと、そういう教育委員会になりますけれども、市民センターとなれば地域振興課、地域づくりの方の管轄になると思いますので、やはり市民センターとすれば、この後、昭和公民館、それから飯田川公民館をどういう名称にして、この後引き続きやっていくのか、このことが、1つのセンターができただけではなくて、このことを構想として、じゃあ潟上市のほかの公民館をどういうふうな扱いにしていくのかという大きな構想、流れになってくるとと思いますが、市長はこの辺どうお考えになるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

今後どうなるのかというのは、先ほど総務部長がいったとおり、これはまだ検討の段階ではありますが、さはさりとはということでもありますけれども、一つは、まずこの天王公民館の新築、改築について、市民の願いはどこにあるのかということです。天王地区の公民館を使われている関係団体の方々からは、とにかく公民館を新しくしてほしいというような願いがありました。ですから、今の公民館機能を、それを継承していくことは、それは多分誰しも異存のないところだと思います。ただ、それに加えて、今せっかくここで生まれ変わるわけですから、我々として、この館を公民館機能だけではなくて、どのような機能を持たせて、そしてどのようにこれから進んでいくべきなのかということは、まさにこれから設計の段階でできて、関係団体の方にもこれからヒアリングをお願いするわけですが、その中でも我々としてはしっかり意見を承って、そして当然議会の方々からもご意見を賜るということになろうかと思えます。我々として一部漏れ伝わっているところには、この地区の名称を残すのかどうかであるとか、あるいは逆に残してほしい方もいらっしゃるれば、一方においては、その「天王」という言葉がですね、それがあつ種、昭和地区、飯田川地区の方々のご利用なさるときに、何か誤解を与えているようでして、それが自分たちがあまり使えない施設なんじゃないかというようなところもあるやにも聞いています。私はそういうことは、あまりよろしくないなと思っておりまして、ですので、そういったところも施設整備と並行していきながら、

皆さんからご意見を承ってどういうふうにあるべきなのかということが必要なのではないかなと思っています。現状にあるものは現状のものとして、それはきちんと我々は尊重せねばなりません。しかし、せっかくここで新しい施設を我々は夢もってこれから潟上市をつくっていて、先ほどもご質問いただいた「チーム潟上」という観点からいって、一体どういうものがふさわしいかということは、私自身も当然腹案は持っておりますが、それは議員各位からも積極的なご意見を賜った上で、そして市民の方々からもご意見を賜って、その新しい施設を新しい名称と、そして新しくそれは機能になるのかどうかということになります。そういったものが決まった段階で、私は多分所管課というものが決まってくるんだと思います。我々の組織としては。ですから、少なくとも公的な機能は用いて、私の責任においてやるわけでございますから、それは皆さんから承ったものが一番ふさわしい課にそこを所管させるということになろうかと思っています。

いずれに致しましても再度のお願いですが、そういった面でのご意見を賜れば非常にありがたいと考えておりますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（西村 武） 15番小林 悟議員。

○15番（小林 悟） 市民活動を総合的に支援するためには、やはりどうしてもそういう名称が変わる、いろんな課も変わると、新しい発想でこの後、整備計画をしっかりと作ってもらいたいと、このように思いますし、最後になりますけれども、藤原市長が対話と交流、そしてチーム潟上ですか、こういうのでしっかりと潟上を支えていただければ大変ありがたいと思ひますし、この後の活躍を期待申し上げて終わりしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって15番小林 悟議員の質問を終わります。

これで一般質問はすべて終了致しました。

お諮りします。委員会審査のため、9月11日から24日までの14日間、本会議を休会したいと思いますと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認め、9月11日から24日までの14日間、本会議を休会とすることに決定致しました。

本日の日程は、これですべて終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、9月25日水曜日、午後1時30分より本会議を再開しますので、ご参集願ひます。

また、9月13日金曜日の午前10時より、予算決算特別委員会を開催しますので、ご参

集願います。

本日はどうもご苦勞様でございました。

午後 3時58分 散会